
日田市新清掃センター整備・運営事業
入札説明書等の解釈に関する補足資料

令和7年4月

日 田 市

1 入札説明書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	—	—	—	—	全般	見積時に提示いただいた質疑回答書も今回、適用されると判断してよろしいでしょうか。	入札公告に先立って行った質問に対する回答（見積図書募集要項等に係る質問回答書や実施方針等に対する質問回答）は、入札公告前のものであるため、有効ではありません。
2	1	第1章	10	—	協力企業	協力企業の定義が「事業者のうち、代表企業以外をいう」とあります。協力企業は各業務を行う者の要件全てを満たす必要がありますでしょうか。	協力企業は必ずしも入札説明書（P9～10）第4章2（1）、（2）イ、（3）の要件全てを満たす必要はありません。なお、入札説明書（P9～10）第4章2（1）、（2）、（3）の各業務においては、主たる業務を担う1者は、当該業務に必要な要件の全てを満たす必要があります。
3	6	第3章	6	(5)	イ 運營業務（ウ）	「本施設から発生する焼却灰及び飛灰は最終処分を前提とするが、資源化に変更となった場合でも早急に対応するものとする。」と記載がありますが、積み込みまでの業務を超過する場合は協議事項との理解でよろしいでしょうか。	「積み込みまでの業務を超過する場合」を「積み込み後に事業者に何らかの追加作業が発生した場合」と捉えるのであれば、お見込みのとおりです。
4	6	第3章	6	(5)	イ 運營業務（エ）	「運營業業者は、本施設に搬入された資源物を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、本市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。その際、積み込みは市が別途委託する業者が担うものとする。」との記載がありますが、積み込む際に損害保険の観点から受託者の管理する重機は使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	6	第3章	6	(5)	イ 運營業務（オ）	不燃物残渣、埋立ごみの運搬先となる最終処分場までの距離をご教示願います。	建設予定地から現在の日田市清掃センター最終処分場（住所：日田市大山町東大山6番3号）までとなります。ただし、最終処分場の場所が変わる可能性があること（場所は本市内を想定）にご留意ください。
6	6	第3章	6	(5)	イ 運營業務（オ）	不燃物残渣、埋立てごみ等を運營業業者が本市の指定する最終処分場に運搬するとありますが、指定する最終処分場は「日田市大山町東大山6番3号」の最終処分場でよろしいでしょうか。	No.5をご確認ください。
7	7	第3章	6	(6)	イ 敷地造成工事	「本市等が行う主な業務」に敷地造成工事がありますが、敷地造成工事の工程が分かる資料を提示いただけないでしょうか。	計画では敷地造成工事は令和8年1月末に完了予定としています。
8	7	第3章	6	(6)	イ 敷地造成工事	「本市等が行う主な業務」に敷地造成工事がありますが、造成工事で整備される路床部分となる設計CBR値についてご教示ください。（施設エリア、多目的広場等）	設計CBRは設けておりません。規格は締固め現場密度90%以上でお願いします。
9	7	第3章	6	(6)	イ 敷地造成工事	「本市等が行う主な業務」に敷地造成工事がありますが、造成計画平面図において、新清掃センターエリアの小堰堤は、新清掃センターエリアの敷地を最大限活用するため、撤去することも可能と考えてよろしいでしょうか。（出入口拡張や施設周辺のスペースを必要に応じ確保するため）	雨水対策で仮設置するものであり、撤去可能です。
10	7	第3章	6	(6)	イ 敷地造成工事 セ 文化財等の試掘調査	工程計画立案のため、参考までに、敷地造成工事・文化財等の試掘調査の終了時期をご教示ください。	以下のとおりとなります。 ・敷地造成工事：No.5をご確認ください。 ・文化財調査：調査済です。
11	7	第3章	6	(6)	キ 不燃物残渣、埋立ごみの処分等	「本市は、運營業業者が運搬した不燃物残渣、埋立ごみの最終処分等を行う。」とありますが、最終処分に係る費用は貴市との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	7	第3章	6	(6)	セ 文化財等の試掘調査	「本市は、本事業を実施する上で必要な文化財等の試掘調査を行う。」とありますが、試掘調査完了後は保全を要する文化財等はないものと考え、一般建設工事同様の土工事を含む建設工事は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	8	第3章	6	(8)	ア	「入札参加者には、本市内に本店又は本社を有する者・・・を含めるように努めること」とありますが、「含める」ことは必須要件ではないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、地元活用を重要視していることを含みおきください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	9	第4章	1	(2)、(5)	—	(2)において、「プラント設備の設計・施工を行う者の要件」を全て満たす1社が「代表企業」として定めるとあり、(5)においては、運営業務委託契約を締結する者は、代表企業とならねばならない。とあります。 運営業務も、「プラント設備の設計・施工を行う者の要件」を全て満たす者が代表企業となるの理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託契約を締結する者は、代表企業であり、運営業務は代表企業及び協力企業が行うものと想定しています。資格審査も同様です。
15	9	第4章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件は、建築物の施工を行う協力企業の実績で満たされるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	9	第4章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件	「本施設の建築物の設計・施工を行う者は、代表企業又は協力企業とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を担う1者が次の要件(ア～オ)を全て満たすこと。」とありますが、これは共同企業体を構成する1者が主たる業務(ア～オ)を担う要件を全て満たしていれば、共同企業体の構成員の誰でもがその業務を行うことが可能と考えてよろしいでしょうか。	当該業務を主で行う企業が資格審査を受けてください。
17	9	第4章	2	(1)	本施設の建築物の設計・施工を行う者の要件 ウ	本施設の建築物の建設工事については、監理技術者資格者証を有する者を協力企業から配置可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	9	第4章	2	(1)	ウ	監理技術者の専任時期については「監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について」(国土交通省課長通知)に記載されている通り、工事着手までの設計期間を除くと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	9	第4章	2	(1) (2)	各業務を行う者の要件	2 各業務を行う者の要件の中で、(2)ア(イ)プラント設備のエネルギー回収型廃棄物処理施設、(2)イ(イ)プラント設備のマテリアルリサイクル推進施設について「監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。」と記載がありますが、この監理技術者は「清掃施設」を有する者であり同一人物を専任で配置できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	10	第4章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件 ア (イ)	本施設のプラントの設計・建設を行う者として「監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。」と記載がありますが、清掃施設の監理技術者の専任配置期間は国交省発行(令和3年3月)の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」に記載されている通り、プラント現地着工時より配置すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	10	第4章	2	(2)	ア エネルギー回収型廃棄物処理施設 (イ)	監理技術者の専任時期については「監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について」(国土交通省課長通知)に記載されている通り、工事着手までの設計期間を除くと考えてよろしいでしょうか。	No. 20をご確認ください。
22	10	第4章	2	(2)	イ マテリアルリサイクル推進施設 (イ)	監理技術者の専任時期については「監理技術者等の専任を要しない期間の明確化について」(国土交通省課長通知)に記載されている通り、工事着手までの設計期間を除くと考えてよろしいでしょうか。	No. 20をご確認ください。
23	10	第4章	2	(2)	本施設のプラント設備の設計・施工を行う者の要件	ア エネルギー回収型廃棄物処理施設 ごみ焼却施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。 イ マテリアルリサイクル推進施設 マテリアルリサイクル推進施設のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。 とありますが、両方のプラント設備の建設工事に必要な監理技術者資格者証を有していれば、これらを1人で兼任することは可と考えてよろしいでしょうか。	No. 19をご確認ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
24	10	第4章	2	(3)	ア	4Pに「特別目的者（SPC）は設立しない。」とありますので、「なお、当該事業に係る特別目的会社の出資者であり・・・」の一文は削除するものと考えてよろしいでしょうか。	実績で特別目的会社を設置している場合、運転管理業務実績は「特別目的会社」にあることとなります。そのため、「当該事業に係る特別目的会社の出資者であり、かつ、当該事業の運営業務において主たる業務（「運転管理業務」又は「維持管理業務」）を担っている者については、本要件を満たすものとする。」としています。
25	11	第4章	3	(2)	入札参加者の制限	「本市の最新の競争入札参加資格一覧表に登録されていない者。」と記載がありますが、12頁の4 参加資格の確認の(2)に「参加資格確認基準日は参加資格確認申請書受付最終日とする。」と記載があることから、令和7年4月24日の時点で参加資格が有効であれば一覧表に登録されているとみなされ、本事業への参加資格を有するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	12	第4章	4	(2)	参加資格の確認	「参加資格確認基準日は参加確認申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格確認基準日から起算して3ヵ月以内とする。」と記載がありますが、各種証明書によっては1年に1回交付されるものがあります。その場合については最新の証明書を提出するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	12	第4章	5	(1)	共同企業体の設立に関する要件	本項で定義されている建設共同企業体の要件は、貴市と請負契約を締結する建設事業者を指しているとの理解でよろしいでしょうか。（建設事業者の一次下請となる建築物設計・施工企業を共同事業体とした場合のことを指しているものではないとの理解です。）	お見込みのとおりです。
28	13	第4章	6	(1)	予定価格及び入札書比較価格	建設工事請負契約書(案)第25条に規定されている「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」について、変更前の請負代金額(起点)とは、貴市と落札者との契約金額との理解でよろしいでしょうか。また、上記契約金額の上限となる予定価格は本事業の見積等調査時の価格をベースとしたもので、令和7年4月1日時点の物価等を考慮されていないものとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、入札公告時の物価等を考慮したうえで、予定価格を設定しています。
29	13	第4章	6	(1)	予定価格	予定価格につきまして建設費及び運営費の内訳があればご提示をお願い致します。	建設費及び運営費の内訳金額は、事業者提案とします。
30	13	第4章	6	(2)	留意事項 イ	「イ 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。」とありますが、約款25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)におけるスライド精算はしていただけたらと考えてよろしいでしょうか。またその場合の当初単価は、交付金交付取扱要領のⅢ 交付対象事業費の算定要領/1.工事費について/(2)直接工事費/(イ)価格に記載のとおり、交付金内訳書と整合させ「入札時における市場単価」を当初単価として精算していただけたらと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。
31	16	第5章	2	(4)	契約保証金 ア 設計・施工期間における保証	設計・施工期間における保証は、契約金額の10分の1以上の額を契約保証金として契約の締結と同時に納付することとありますが、建設工事請負契約書(案)第4条1項の各号による保証を付すことで可と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	16	第5章	2	(4)	契約保証金 イ 運営期間における保証	運営期間における保証は、契約金額の総額を19.25で除した額の10分の1以上の額を運営期間における各事業年度につき、当該事業年度の開始日までに契約保証金として納付することとありますが、運営業務契約書(案)第4条1項の各号による保証を付すことで可と判断してよろしいでしょうか。また、この場合においても毎年度提出するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	24	第7章	4	(4)	イ 設計基本数値(ア) ③要求水準に対する設計仕様書(様式第12号-1)	要求水準に対する設計仕様書(様式第12号-1)については、様式7の様式第12号-1に設計仕様を記載したものを添付するものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の「様式7」が不明ですが、様式第12号-1に設計仕様を記載したものととなります。
34	25	第7章	4	(4)	ウ(カ) ②マテリアルリサイクル推進施設	本事業でのマテリアルリサイクル推進施設はストックヤードでの貯留のみで、処理プロセスがありませんので、該当するフローシートのみ提出するとの理解でよろしいでしょうか。	可とします。その場合、設置をしないため図面を添付しない旨を記載ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
35	25	第7章	4	(4)	ウ 図面 ②マテリアルリサイクル推進施設	e 情報処理システムの記載がありますが、マテリアルリサイクル施設は保管のみであり、情報処理設備を設置しないため、本図面は削除してもよろしいでしょうか。	可とします。その場合、設置をしないため図面を添付しない旨を記載ください。
36	26	第7章	4	(4)	エ 工事関係 (ア)全体工事工程	全体工事工程表の作成のために、敷地造成工事の工期をご教示願います。	No.7をご確認ください。
37	27	第8章	2	(1)	—	参加資格申請書類の正副について、「正は原本で副は正の写し」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	28	第8章	4	(3)	提案書	添付資料の枚数について制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	28	第8章	4	(7)	—	「関心表明は提出しないこと。」とのことですが、取得している関心表明の企業名(正本のみ)・業務内容・取得件数などは提案書やプレゼンテーション資料等に記載してよろしいでしょうか。	不可とします。
40	29	第8章	6	(3)	要求水準書範囲外の提案について	「要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問及び対面的対話において、本市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。」とありますが、提案内容は、要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)に記載されていない機器などの追加提案については、貴市に確認していない場合には、無効になるとの考え方でよろしいでしょうか。 また、参考までに要求水準書に規定されている内容(業務範囲及び仕様)以外の提案についての具体的な事例をご教示願います。	個々の機器レベルまでを想定した事項ではありません。評価するか否かは提案内容を踏まえ、個別に判断します。 要求水準書に規定されている内容以外の提案とは、本事業と関係ない提案を指します。
41	33	別紙2	2	(1)	設計・施工業務に係る対価	対価の算定方法 ■設計・施工業務に係る対価 ■本市の示す交付金年度計画に対する出来高から算定する。 とありますが、本事業における部分払いやスライド精算については、市の交付金明細書をベースに精算されるという理解でよろしいでしょうか。	契約協議時に本市と協議のうえで決定します。
42	33	別紙2	2	(2)	運営業務に係る対価 ア 運営業務委託料の算定方法	※2に「マテリアルリサイクル推進施設に搬入される処理対象物量は含まない」と記載されていますが、要求水準書添付資料2では不燃性粗大ごみの内、可燃性の選別残渣は計量後エネルギー回収型廃棄物処理施設の切断機へ投入することになっていますので、各支払期の処理量に加算するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	34	別紙2	2	(2)	運営業務に係る対価 ア 運営業務委託料の算定方法	No.42において「※2に「マテリアルリサイクル推進施設に搬入される処理対象物量は含まない」とありますが、要求水準書添付資料では不燃性粗大ごみの内、可燃性の選別残渣は計量後エネルギー回収型廃棄物処理施設の切断機へ投入することになっていますので、各支払期の処理量に加算するとの理解でよろしいでしょうか。との質問に対して「お見込みのとおりです。」と回答でしたが、「※4 ごみ計量機で計量したエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量は、以下の式で算出するものとする。エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量＝総搬入量－マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量(資源物量及び最終処分量)」と記載されていますので、可燃性の選別残渣は計量後エネルギー回収型廃棄物処理施設の切断機へ投入することになっていますが、各支払期の処理量に加算しないものと考えてよろしいでしょうか。	「総搬入量」から「マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量(資源物量及び最終処分量)」を除いたものに、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣量を加算する必要はないか」というご質問であれば、ダブル計上を回避するため、お見込みのとおりです。 ただし、要求水準書(P218)第3部第2章第1節3(施設内における搬送)に記載されているとおり、マテリアルリサイクル推進施設からの可燃性の選別残渣の計量機における計量は実施してください。
44	34	別紙2	2	(2)	運営業務に係る対価 ア 運営業務委託料の算定方法	「※4 ごみ計量機で計量したエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量は、以下の式で算出するものとする。エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量＝総搬入量－マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量(資源物量及び最終処分量)」と記載されていますが、総搬入量は、エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量とマテリアルリサイクル推進施設へ搬入される処理対象量の合計値と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
45	34	別紙2	2	(2)	運営業務に係る対価 ア 運営業務委託料の算定方法	「※4 ごみ計量機で計量したエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量は、以下の式で算出するものとする。エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量＝総搬入量－マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量（資源物量及び最終処分量）」と記載されていますが、マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量（資源物量及び最終処分量）の計量は本施設の計量機で計量されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	34	別紙2	2	(2)	運営業務に係る対価 ア 運営業務委託料の算定方法	「※4 ごみ計量機で計量したエネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量は、以下の式で算出するものとする。エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入される処理対象物量＝総搬入量－マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量（資源物量及び最終処分量）」と記載されていますが、マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量（資源物量及び最終処分量）の最近5年間の実績値をご教示願います。	マテリアルリサイクル推進施設からの総搬出量（資源物量及び最終処分量）は、要求水準書（P24～25）第1部第2節2-1（2）の年間量を基にご設定ください。
47	34	別紙2	3	(1)	設計・施工業務に係る対価	「ア 各会計年度における設計・施工業務に係る対価の支払限度額の割合/設計・施工期間における各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて本市にて作成し、契約書作成時に通知する。」とありますが、性能発注（交付金事業）であることから、実施計画について相互に再確認し、それに整合した交付申請と実績報告となるようにも、年度配分については改めて発注者と受注者にて協議の上、適時適正に年度配分の見直しをするものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりです。 契約変更となるような年度配分の見直しは想定していません。
48	34	別紙2	4	(1)	物価変動等の指標 ア 設計・施工業務に係る対価	「建設工事請負契約書による。市及び事業者は、スライド条項の適用に係る協議申し入れに対し、誠意をもって協議を行うものとする。なお、当該協議に際して、事業者は、建設工事請負契約書第25条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、本市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の事業者提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。」とありますが、性能発注でのスライド精算においては、図面発注（単価数量契約）の契約形態と相違することに起因して、国土交通省のスライド運用マニュアルの通りでは事務手続き上の取り扱いにくい部分があることが通例です。これらについて、契約形態の違いについて協議により整理した上で、上述にあるように「その内容に合理性及び妥当性があると認められる場合」は事務手続き上の必要な手立てについて協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	35	別紙2	4	(1)	物価変動等の指標 イ 運営業務に係る対価	固定費I 人件費「毎月勤労統計調査/調査産業計（事業者規模30人以上）」を指標としておりますが、事業所規模が30人を下回っても本指標でよろしいでしょうか。	ご提案ください。 様式第14号-1-7（別紙2）をご確認ください。 変更の可否は契約協議の段階で協議のうえで判断します。
50	36	別紙2	4	(3)	ア 算定式	「注2）改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。」とありますが、改定が行われた場合、次年度以降については改定が行われた当該指標を前回改定時の指標として、比較するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	38	別紙3	リスクの種類	共通	契約締結リスク	「契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等注1」とあり、注1には「注1）契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。」とありますが、契約が結べない場合には注1の通りと考えますが、契約締結の遅延等の場合には市と事業者の協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
52	38	別紙3			第三者賠償リスク	第三者賠償リスクは事業者負担とありますが、ここで指しているのは、事業者の責により第三者に損害が及んだ場合との理解でよろしいでしょうか。	本市に責任がない場合を指します。
53	38	別紙3			近隣対応リスク	本施設の設置そのものに対する市民反対運動等以外のリスク負担は事業者となっておりますが、この場合、事業者の責に帰さない不確定リスクも事業者負担となるため、それらが発生した場合のリスク分担については、別途協議とさせていただけないでしょうか。	当該事象が発生し、本市又は事業者が協議の申し入れを行った際に、協議を行うこととします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
54	38	別紙3	リスクの種類	共通	近隣対応リスク	近隣対応リスク「上記以外のもの」について、事業者にのみ○がついています。しかし、要求水準書P.6(8)才周辺住民への対応において、本市と連携して適切な対応を行うこととあります。「上記以外のもの」においても事業者のみでの対応では事態収束が困難な事も考えられますので、貴市におかれましてもリスク負担をご検討願います。	No.53をご確認ください。
55	39	別紙3			施設・設備損傷リスク	施設・設備の損傷リスクにおいて、事故や火災発生等のリスク負担者は事業者とされています。搬入ごみに起因する事故や火災発生による損傷リスクについては、搬入管理リスクの分担に従うものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	42	別紙4	2	(4)	運營業務委託料の減額等の措置 イ	「減額の程度は1件の是正勧告に対して固定費 i の10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費 i の減額の限度は、50%とする。」に関して、対象となる事象の解消日を以ってリセットされるのとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	42-43	別紙4	3	(1)	事業者提案の未達時に係る減額等の措置 設計・施工期間	貢献金額未達時における支払額算定式の適用は、各年度毎の実績を対象とするのではなく、あくまでも設計・施工期間終了までの通期を対象とするのとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	43	別紙4	3	(1)	事業者提案の未達時に係る減額等の措置 設計・施工期間	設計・施工期間および運営期間において、貴市と直接契約する企業として共同企業体を組織し、そのうち地元企業と地元外企業が混在する場合、地元企業の出資比率分のみが地元貢献額として計上されるのとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし当該地元企業から地元外企業に下請けする場合はその発注額を差し引く必要があります。
59	42	別紙4	3	(1)	事業者提案の未達成時の措置	「・・・提案した地域経済への貢献金額を下回った場合は、・・・未達分として建設事業者は・・・本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が建設事業者の責によらないと本市が認めた場合は、この限りでない。」とありますが、技術提案内容が行政指導等で達成が困難な場合は、同様に建設事業者の責によらないものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問の場合は、事業者の責とみなします。代替の対策を含め、達成することを求めます。
60	43	別紙4	3	(2)	事業者提案の未達時に係る減額等の措置 運営期間	当該年度の地域経済への貢献金額「地元企業の活用（地元企業への発注）額」、「地元雇用額」のそれぞれが、当該年度の提案金額を上回った場合には、その提案金額を超えて達成した金額については、次年度の判定に加算していただけないでしょうか。	可とします。 詳細は契約交渉時に事業者と協議します。
61	43	別紙4	3	(2)	事業者提案の未達時に係る減額等の措置 運営期間	地元経済への貢献金額達成状況について、「運営事業者は、運営期間中の地域経済への貢献金額に係る提案の達成状況について、各年度終了時に本市に報告する」と記載があります。年度終了時点ですべての地域経済への貢献の内容を証明する書類（契約書の写し等）が揃わない場合がありますので、報告時期を各年度終了時ではなく、各年度終了後すみやかに、と変更していただけないでしょうか。	可とします。
62	43	別紙4	3	(2)	事業者提案の未達時に係る減額等の措置 運営期間	地元外企業の受注金額の内、二次下請けまでとのことから、地元外企業（一次）が地元企業（二次）に発注する工事は100%計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	43	別紙4	3	(2)	運営期間	地域経済への貢献金額として地元雇用額とありますが、地元雇用の定義をご教示願います。また、地元雇用額の実績値の資料としては、何を想定されているのかご教示願います。	地元雇用とは、本市内に住民票を有する人材を雇用した際の社会保険料、法定福利費等を除いた、本人へ支給される従業員給与・賞与手当とします。地元雇用額の実績値の資料は、本市との協議により決定します。
64	43	別紙4	3	(2)	事業者提案の未達時に係る減額等の措置 運営期間	当該年度の地域経済への貢献金額「地元企業の活用（地元企業への発注）額」、「地元雇用額」のうちどちらか一方が提案金額を達成しなかった場合においても、当該年度の提案金額の合計値を当該年度の地域経済への貢献金額（実績値）を上回った場合には、貴市への支払金額は発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	入札説明書のとおりとします。 「地元企業の活用（地元企業への発注）額」、「地元雇用額」のうちどちらか一方が提案金額を達成しなかった場合、当該年度の提案金額の合計を上回ったとしても、本市への支払いが発生します。

2 要求水準書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	2	第1部	第2章	1	受入対象物	「なお、可燃性粗大ごみは、エネルギー回収型廃棄物処理施設に搬入し、切断・焼却処理する。」とありますので、可燃性粗大ごみについては、エネルギー回収型廃棄物処理施設へ直接搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	5	第1部	第3章	第2節.2	(2) 運転管理業務	「本施設に搬入禁止物が搬入されないよう、ごみ収集車に対して適切な誘導、指導を行うこと。」とありますが、貴市においても搬入禁止物が搬入されないように、市民への啓発を行っていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	本市も搬入禁止物が搬入されないように、市民へ啓発してまいります。事業者においても、環境学習等への協力を通じて、啓発の協力をお願いします。
3	7	第1部	第3章	第3節.1	セ 文化財等の試掘調査	市の業務範囲として「文化財等の試掘調査」がありますが、試掘調査完了後は保全を要する文化財等はないものと考え、一般建設工事同様の土工事を含む建設工事は可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	7	第1部	第3章	第4節.1	(2) 面積	建築確認申請には確定測量の結果が必要となるため、2025年5月までに確定測量の結果を提示していただけると考えてよろしいでしょうか。	確定測量の成果は、2025年9月末以降に確定する予定です。
5	7	第1部	第3章	第4節.2	(3) 計画地盤高	「建設予定地・・・の計画地盤高は99.0m 程度となる。計画地盤高は、・・・経済性・施工性のバランスを勘案して決定する。」とありますが、本事業で整備する建設予定地の造成レベルは添付資料4の造成図に記載の多目的広場(西)はFH=94.75、新清掃センターエリアはFH=98.55、多目的広場(東)は下段FH=98.85 上段FH=100.00で平坦に造成されるものと考えてよろしいでしょうか。	多目的広場(東)エリアは、下段FH=98.75に修正します。多目的広場(東)エリアは、多目的広場(西)と同様の真砂土仕上げの厚さを想定しています。他のエリアは添付資料でご提示したとおりのFHで造成を実施します。それぞれのエリアでは、舗装の厚みを考慮して造成仕上げ高を低くしていますが、事業者側で以下の計画地盤高まで仕上げるようにお願いします。 ・新清掃センターエリア：99.0m ・多目的広場(西) 95.0m ・多目的広場(東) 99.0m
6	7	第1部	第3章	第4節.2	(3) 計画地盤高	「建設予定地(施設エリア、多目的広場(東)エリア)の計画地盤高は99.0m 程度となる。」とありますが、日田市のハザードマップ等を考慮して計画地盤高を設定されているものと考えてよろしいでしょうか。	建設予定地は、ハザードマップにおいて浸水や土砂災害の想定はありません。
7	7	第1部	第3章	第4節.2	気象条件(気温)	P198 2 空気調和設備工事 2-1 空気調和設備工事 (3)特記事項 に電気室等電気設備を収納する部屋の最高気温条件(39.9℃)が示されています。電気設備を収納する部屋は本条件に基づき空気調和設備設計を行います。本施設全体の気温条件については日田特別地域気象観測所における気象の状況(2014年1月～2023年12月(10年間)の平均値)に基づき計画させていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
8	7	第1部	第3章	第4節.2	(3) 計画地盤高	敷地造成工事について、建設予定地の造成高さは98.55mに計画されていますが、本事業の契約後に造成高さについてご協議し、変更することは可能でしょうか。	造成の計画高を99.0m以下とすることは不可とします。計画高を99.0m以上とすることについては、協議に応じます。
9	7	第1部	第3章	第4節.2	(3) 計画地盤高	No.5にて「多目的広場(東)エリアは、下段FH=98.75に修正します」、また「・・・事業者側で以下の計画地盤高まで仕上げるようにお願いします。・・・多目的広場(東) 99.0m」と回答をいただきましたが、多目的広場(東)は敷地内での段差を設けず全て99.0mを計画地盤高とするものと考えて宜しいでしょうか。	多目的広場(東)エリアの造成の仕上高は、上段100.0m、下段98.75mです。下段については、事業者において99.0mの高さに仕上げてください。
10	7	第1部	第3章	第4節.2	(3) 計画地盤高	No.5にて「・・・事業者側で以下の計画地盤高まで仕上げるようにお願いします。 ・新清掃センターエリア：99.0m ・多目的広場(西) 95.0m ・多目的広場(東) 99.0m」とありますが、各々の計画地盤高とは、整備する建屋類周囲の舗装面の高さや多目的(東西)広場では水上側の舗装天端を指し、舗装面の水勾配による水下レベルはこれらを下回っても良いと考えて宜しいでしょうか。	河川側は、造成計画高を維持してください。その他の詳細は、設計時に協議をお願いします。
11	8	第1部	第3章	第4節.3	(7)緑化率 (8)環境施設面積率	造成工事にて整備される緑地・環境施設面積をご教示願います。	敷地造成工事として整備される緑地及び環境施設はありません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	8	第1部	第3章	第4節.3	(9)その他 ※1	「本事業では建設予定地全域を都市計画区域（無指定）と同様とする。」とありますが、都市計画区域内として接道義務があるということでしょうか。また、その場合、進入路の取扱いは建築基準法上の道路と考えてよろしいでしょうか。	※1は建ぺい率、容積率の考え方に関する説明であり、接道に関する補足説明ではありません。 接道は添付資料4をご参照ください。
13	8	第1部	第3章	第4節.3	(9)その他 ※3	「本施設は工場立地法の対象ではないが、将来、余熱を売買する等により、工場立地法が適用された場合にも、対応できる緑化率、環境施設面積率（緑地含む）とすること。」とありますが、余熱を売買する等による収入は運営事業者と考えてよろしいでしょうか。	本市の収入とします。
14	8	第1部	第3章	第4節.4	施設整備における建設地に係る関係法令等	土壌汚染対策法に於ける土地の形質変更に伴う届出は、造成工事にて提出され、本事業では提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	9	第1部	第3章	第4節.4	施設整備における建設地に係る関係法令等	建設予定地は、河川法に於ける河川区域内及び河川保全区域にはあたらないものと考えてよろしいでしょうか。 また、計画地内や隣接する河川及び流域に対して、水利権や漁業権等の制約はないものと考えてよろしいでしょうか。	河川は河川区域となります。河川保全区域はありません。 後段はお見込みのとおりです。
16	9	第1部	第3章	第4節.4	施設整備における建設地に係る関係法令等 ※2	「※2 文化財等の試掘調査は、本市が行う敷地造成工事の開始前に完了する予定である。」とありますが、文化財等の試掘調査の結果において、造成工事の工期に影響はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	13	第1部	第4章	第1節.3-1	(2)処理フロー	焼却灰及び飛灰処理物について、日田市最終処分場への受入基準や搬入条件があればご教示願います。	焼却灰及び飛灰（飛灰処理物）ともに、法令で定められる基準及び要求水準書（P22）「第1部第4章第2節1-4（7）焼却残渣のダイオキシン類含有量」や要求水準書（P23）「第1部第4章第2節1-5（4）飛灰処理物の溶出基準」を満たすようにお願いします。
18	13	第1部	第4章	第1節.3-2	(1)ごみ搬出入車両（ごみ収集車等の仕様） ア 車種、最大積載量及び頻度	「搬出車両 焼却灰 受入先条件による（ダンプ車等）」とありますが、受入先条件をご教示願います。	資源化先が決定していないため未定となります。 貴社の経験から、通常想定される条件を設定してください。
19	13	第1部	第4章	第1節.3-2	(1)ごみ搬出入車両（ごみ収集車等の仕様） ア 車種、最大積載量及び頻度	「搬出車両 飛灰（飛灰処理物） 受入先条件による（アームローラー車、ジェットパッカー車等）」とありますが、受入先条件をご教示願います。	資源化先が決定していないため未定となります。 貴社の経験から、通常想定される条件を設定してください。
20	16	第1部	第4章	第1節.5	(3)計量棟	搬入時と退出時の2回計量とありますが、一般車両を対象にしたものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、これに限りません。
21	16	第1部	第4章	第1節.5	(6)多目的広場	「専用の駐車場を設けること」について、「添付資料4 敷地平面図(条件記載版).pdf」に、多目的広場(西)駐車場(事業者整備)としたエリアがあります。多目的エリア(西)の駐車場はエリア内には整備しないものと考えてよろしいでしょうか。 また、当該エリアは造成図の切盛平面図では切土対象部となっています。事業者が整備する所掌に造成や切土部の法面保護等は含まれず舗装等を行って駐車場を整備するものと考えてよろしいでしょうか。造成工事で整正される地盤レベルも併せてご教示願います。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、お見込みのとおりです。地盤レベルはFH=97.55mとなります。
22	16	第1部	第4章	第1節.6	(1) 本施設への出入口	貴市で整備する県道671号（大鶴熊取線）からの進入道路は、令和7年9月末までに整備が完了しているのでしょうか。	県道671号（大鶴熊取線）からの進入道路に係る工事（交差点工事）は、令和7年9月末には完了しません。交差点工事は令和7年5月頃着手～令和8年3月末完成予定となります。その間は県道671号（大鶴熊取線）から敷地造成工事の施工ヤードを通り、造成地に進入してください。交差点工事には、県道拡幅が含まれ、部分的な片側交互通行制限があります。 交差点工事完了後は道路の切替えを行い、本市が施工ヤードを撤去します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	16	第1部	第4章	第1節.6	(1) 本施設への出入口	「なお、表層工事については、建設事業者において「添付資料4 敷地平面図」に示す横断水路から建設予定地へ進入する道路について実施し、併せて進入道路のライン工事（路側線等の設置を含む）を実施すること。」と記載がありますが、該当する道路は請負関係者以外の一般者や別途工事関係者が通行することが無いと考えてよろしいでしょうか。工事時期に制約があればご教示ください。	横断水路付近は、農業者が市道日向山田線を通行（横断）します。工事時期は舗装への影響を考慮し、極力、工事後段に実施することを要望します。工事前段での実施でも構いませんが、本市管理部分となるため、補修が必要な際は補修の指示をします。
24	16	第1部	第4章	第1節.6	(1) 本施設への出入口	「本市において、県道671号（大鶴熊取線）から建設予定地へ進入する道路を新たに整備する。路盤工事は別途発注する敷地造成工事を実施する。なお、表層工事については、建設事業者において「添付資料4 敷地平面図」に示す横断水路から建設予定地へ進入する道路について実施し、併せて進入道路のライン工事（路側線等の設置を含む）を実施すること。」とありますが、それ以外の敷地周囲の里道（事業者管理）や道路（市管理道路）・道路（事業者管理）は、造成・舗装工事・排水工事を含め日田市様にて整備されるものと考えてよろしいでしょうか。また、それらの道路の表層仕上や車両の制限重量や通行規制等をご教示願います。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、規格は簡易的な張コンクリートであるため、重量車両等の通行は考慮していません。
25	16	第1部	第4章	第1節.6	(1) 本施設への出入口	進入道路の表層工事は本工事に含まれるとのことですが、建築工事前にあらかじめアスファルト舗装（表層）厚み50mmを受注者にて施工し、竣工時に必要に応じ部分補修するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	16	第1部	第4章	第1節.6	(1) 本施設への出入口	「ごみ搬入車両用と施設見学者用を分離することを可とする。ただし、施設見学者用入口は、「添付資料4 敷地平面図」に示す敷地入口想定位置と隣接すること。」とありますが、造成工事のスロープを拡張して、出入口を2か所設置することも可と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
27	17	第1部	第4章	第1節.6	(2) 敷地内道路への配置	「一般車両が混載ごみ（可燃物と不燃物等）を持ち込んだ場合においても、それぞれ所定の場所に降ろせる動線とすること」とありますが、混載ごみ（可燃物と不燃物等）の場合においても一般車両等は搬入時と退出時の2回計量とと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	19	第1部	第4章	第2節.1-1	(2) 計画ごみ量	死亡小動物は段ボール又は布に包む等の形態で搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。また、処理についてはそのままの形態（小動物と梱包物を分別しない）でホッパへ直投すると考えてよろしいでしょうか。	前段については、収集業者等の持ち込みもあるため、段ボール又は布等に包まれていないことも想定してください。後段については、お見込みのとおりです。
29	19	第1部	第4章	第2節.1-1	(3) 計画ごみ質	基準ごみの低位発熱量について、ご指定の三成分・元素組成にもとづき一般的に用いられる推定式で計算すると低位発熱量が大きく乖離しています。つきましては各ごみ質の元素組成は、低位発熱量・三成分を正とした上で事業者にて補正してもよろしいでしょうか。	可とします。
30	20	第1部	第4章	第2節.1-2	(5) 灰処理計画	「灰処理の計画にあたっては、焼却灰及び飛灰（飛灰処理物）のそれぞれが最終処分又は資源化の対応が図れるよう、柔軟な装置構成とすること。」とありますが、焼却灰及び飛灰（飛灰処理物）の資源化の条件をご教示願います。	資源化先が決定していないため未定となります。貴社の経験から、通常想定される条件を設定してください。
31	20	第1部	第4章	第2節.1-2	主要設備方式の概要 (6)	「(6)燃料・薬品及び消耗品関係の貯留日数は、以下のとおりとする。7日分以上（地震その他の災害発生時において、1週間程度は運転継続が可能となる計画とすること。）とありますが、生活用水及びプラント用水については、井戸により給水のため7日分以上の貯留日数からは除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	本施設は「地震その他の災害発生時において、1週間程度は運転継続が可能となる計画とする」ことを目指しており、その主旨を踏まえ、ご提案ください。
32	21	第1部	第4章	第2節.1-3	(1) 場内プラント関係	熱回収率については、『基準ごみ×2炉運転時の熱利用設備容量が10%以上』を満足すればよろしいでしょうか。異なる場合は、算出要領（条件）をご教示願います。	「基準ごみ」に限定しません。循環型社会形成推進交付金の熱回収率算定方法を踏まえて、ご提案ください。
33	24	第1部	第4章	第2節2-1	(1) 施設規模	施設規模の算出に当たり添付資料5の月別搬入量実績の月最大変動係数は考慮されたものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34	27	第1部	第4章	第3節.1	資源循環	「今後の長期的なごみ量、ごみ質の変動に対応可能な施設とすること。」と記載がありますが、18頁にご提示いただいた稼働1～20年目までの可燃物年間量の変化は、将来のプラスチック選別に伴うプラスチックごみの減少を考慮した数値であると考えてよろしいでしょうか。	P18の稼働1～20年目までの可燃物年間量は、将来のプラスチック選別に伴うプラスチックごみの減少を考慮した数値ではありません。
35	27	第1部	第4章	第3節.2	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応	プラスチックの選別ヤードは敷地の選定だけでよく、土地の造成や整備はしなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。また、新清掃工場の整備事業には予算として含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにお見込みのとおりです。
36	27	第1部	第4章	第3節.2	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応	「将来的にプラスチックの選別を行う新たな建屋を設けられるスペースを、敷地内に確保すること。」との記載がありますが、動線計画を考慮し、多目的広場エリアの一部も含めて提案してもよろしいでしょうか。	不可とします。
37	30	第2部	第1章	1.1-3	法定資格者の配置	運営事業者は、工事開始前に第3種電気主任技術者を配置することの記載があります。当該資格者については、地元の電気保安協会等に外部委託した上で所定の有資格者を配置することも可能との理解でよろしいでしょうか。	可とします。
38	30	第2部	第1章	第1節.1-3	法定資格者の配置 (3)	「運営事業者は、工期開始前に必要となる下記の資格者を配置すること。ア 第3種電気主任技術者」と記載がありますが工事計画書（需要設備、発電設備）については6.6kV受電となるので対象外であり、常用発電設備の計画もないことより今回、これらの届出は不要と考えます（安全管理審査についても対象外）。電気主任技術者の選任については工事期間中のしかるべき時期また非常用発電機の工事計画届書の申請が必要となりますのでこれらを申請する時期を考慮して選任することよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 運営事業者は、工事開始前に必要となる資格者（第3種電気主任技術者）を配置してください。
39	30	第2部	第1章	第1節.1-3	法定資格者の配置 (3)	運営事業者は、工事開始前に必要となる下記の資格者を配置すること。ア 第3種電気主任技術者とのことですが、工事開始前とは運営開始前との理解でよろしいでしょうか。	工事開始前とは運営開始前ではありません。 No.38をご確認ください。
40	30	第2部	第1章	第1節.1-3	法定資格者の配置 (3)	運営事業者で配置する第3種電気主任技術者は、電気保安協会などの外部委託でもよろしいでしょうか。	No.37をご確認ください。
41	30	第2部	第1章	第1節.1-3	法定資格者の配置 (4)	運営事業者は、選任した法定資格者により電気工作物の工事に必要な工事計画書等各種申請を行うとともに、法定事業者検査を実施するものとする。とのことですが、運営事業開始後という理解でよろしいでしょうか。	運営開始後ではありません。 No.38をご確認ください。
42	31	第2部	第1章	第1節.1-5	(10) 土壌汚染対策法関係の申請、届出	土壌汚染対策法関係の申請、届出に関して同法4条の申請後、調査命令を受けないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	32	第2部	第1章	第1節.3	(1) 騒音	「騒音の発生源となる設備は極力建屋内の外壁に面していない部屋に設置すること」と記載がありますが、室特性や配置特性上、外壁側の設置が望ましい場合は、騒音基準を満足する条件のもと、外壁に面する位置への配置をご提案させていただけないでしょうか。	可とします。
44	35	第2部	第1章	第2節.1	(1) 電気	外部から本施設受電点までの工事について、完了時期をご教示ください。	建設事業者と電力会社との協議によります。
45	35	第2部	第1章	第2節.1	供給条件 (2) 用水	「なお、事業者は、「添付資料4 敷地平面図」に示す「施設エリア」又は「多目的広場（東）エリア」内において、予備の水源（井水）を別途用意し」とありますが、事業者が「施設エリア」又は「多目的広場（東）エリア」に事業遂行に必要な水量の井戸を掘削する必要があるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	36	第2部	第1章	第3節.1	(4)	「建設工事については、原則として、仮設工事も含めて建設予定地内で行うものとし」と記載がありますが、建設予定地とは事業計画区域と考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、竣工間際における仮設事務所撤去後は、仮設事務所を事業計画区域外に設置することを可とします。
47	36	第2部	第1章	第3節.1	工事 (6)	「多目的広場のうち「添付資料4 敷地平面図」に示した範囲を工事中使用可能範囲とし、資材置場等として活用することを可とする」とありますが、P40.(6)の記載の様に竣工引渡しまで事業者の仮設事務所や駐車場利用は可能で、そのエリアの外構仕上は引渡し後に行うことが可能と考えるとよろしいでしょうか。	不可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
48	36	第2部	第1章	第3節.1	工事 (6)	「多目的広場は路盤仕上、真砂土舗装とすること。詳細は本市と協議する」とありますが、入札に伴う原価検討の為、造成盤の設計CBR値又は舗装構成をご教示願います。	前段については「入札説明書No.8」をご確認ください。 後段については、舗装構成は路盤工10cm、表層工15cmでお願いします。
49	36	第2部	第1章	第3節.1	工事 (6)	入札説明書No.8にて「造成盤の設計CBR値は無く、規格は締固め現場密度90%以上」との回答をいただきましたが、設計CBR値が不明のためアスファルト舗装の構成を設定出来ません、真砂土舗装同様にアスファルト舗装工の舗装構成もご教示願います。	アスファルト舗装工の舗装構成は、表層工50mm、上部路盤工150mm、下部路盤工200mmでご設定ください。
50	36	第2部	第1章	第3節.1	工事 (6)	建設予定地の造成工事の完了が遅延した場合、工事期間は協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	37	第2部	第1章	第3節.2	(1)	「工事作業員の休日は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」を遵守すること。」と記載がありますが、上記を遵守すること以外に、現場閉所、搬入時間、通勤時間などにご指定や制限があればご教示ください。	特にありません。 ただし、地域周辺に配慮し、早朝、夜間、休日の作業や通行は避けるよう配慮してください。
52	37	第2部	第1章	第3節.4	環境保全 (3)	環境保全の観点から「掘削土砂は、工事範囲内において可能な限り利用すること。」とありますが、建設発生残土の処分に伴う交通量負荷やCO2排出抑制の観点から、建屋の設計GLや多目的広場の仕上レベル等は事業者の提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	計画GLよりも高くなることは可とします。
53	37	第2部	第1章	第3節.5	(1)	「全体事業区域内において本市が発注した別途工事の請負事業者との調整を率先して行い、工事が円滑に施工できるよう協力すること。」と記載がありますが、全体事業区域内で実施予定の別途工事の時期・工事内容をご教示ください。	全体事業区域内では、造成工事及び調整池工事があり、ともに令和8年1月末に完了予定です。 また、全体事業区域内ではありませんが、隣接する工事として交差点工事があります。交差点工事については、No.22をご確認ください。
54	39	第2部	第1章	第3節.8	(6) イ 工事施工条件 化学物質の濃度測定	「ホルムアルデヒド・・・等の化学物質について室内濃度を測定し、・・・測定箇所は10箇所程度とする」とありますが、整備する全ての建屋、各棟10箇所ではなく施設全体で合計10箇所程度の測定を行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	39	第2部	第1章	第3節.8	(6) エ 建設作業 騒音・振動対策	「低騒音・低振動型の機種、工法を採用すること。」と記載がありますが、低振動型と認定されている重機は、国土交通省で認定されている機種も非常に少なく、採用が困難であることが想定されます。可能な限り採用の検討と集中稼働を避けるよう配慮することを前提に、低振動型の機種採用に関しては「原則」採用とさせていただけないでしょうか。	可とします。
56	39 40 41	第2部	第1章	第3節 8 9-1 10	(6) オ (8) (5)	「工事中の雨水排水は、敷地内の適所に沈砂池等を設けて濁水処理を行い、調整池を経由して放流すること。」とありますが、土砂の流出を防止することを前提に、仮設沈砂池の代わりに、ノッチタンクを使用した濁水処理をすることとしてよろしいでしょうか。	可とします。
57	41	第2部	第1章	第3節.10	(6)	「工事関係車両は、指定されたルートを通行すること。」と記載がありますが、現状で貴市が通行を制限されるルートがあればご教示ください。	国道211号及び国道212号より、県道大鶴熊取線を経由し、進入道路より造成地内へ進入してください。 それ以外の公道、農道は通行を禁ずるものとし、工事従事者等にも周知徹底をお願いします。
58	41	第2部	第1章	第3節.10	工事施工 (6)	「工事関係車両は、指定されたルートを通行すること。」とありますが、日田市様に整備される進入道路以外のルートに於いて通行を控えたほうが良い道路・区間があればご教示願います。	No.57をご確認ください。
59	41	第2部	第1章	第3節.10	工事 (11)	「ウ 工事施工に伴い発生した濁水対策として建設予定地内に仮設沈砂池を設けるとともに、雨水を調整池に導く仮設水路を設置すること。」とありますが、造成工事にて整備完了している計画地の南側・東側道路の計画地側排水側溝類に排水しても宜しいでしょうか。※整備済み排水路内に泥等が沈殿・沈砂した場合は引渡し前に撤去・清掃いたします。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
60	42	第2部	第1章	第3節. 11	長寿命化総合計画の策定	「建設事業者は、本施設の長期間の運用にあたり、修繕、維持管理、更新等を考慮して運用開始後35年間の施設保全計画及び延命化計画からなる長寿命化総合計画を策定し、本市の承認を得ること。」との記載がありますが、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」（環境省）における「施設保全計画」を策定するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	44	第2部	第1章	第5節. 1	試運転 (1)	試運転期間が、マテリアルリサイクル推進施設で30日以上となっていますが、本工事では保管場所の建設と作業員による一部選別作業のみであることから、期間は提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	可としますが、「30日以上」を基準に短縮を提案可としていることを含みおきください。
62	44	第2部	第1章	第5節. 1	試運転 (1)	「エネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転の・・・性能試験を含めて120日以上・・・短縮を計画すること」とありますが、無負荷・負荷試運転に於ける性能試験によるサンプル分析期間が必要であることをご理解願います。	試運転に必要な期間を踏まえ、試運転期間はご提案ください。
63	44	第1部	第4章	第5節. 1	試運転 (1)	「エネルギー回収型廃棄物処理施設の試運転の期間は、空運転、乾燥焚、負荷運転、性能試験を含めて120日以上、マテリアルリサイクル推進施設で30日以上とするが、工期短縮のため、積極的に試運転期間の短縮を計画すること。」とありますので、必要な範囲で試運転期間の短縮を計画してよいものと考えてよろしいでしょうか。	No. 61及びNo. 62をご確認ください。
64	44	第1部	第4章	第5節. 1	試運転 (4)	「試運転に必要な処理対象物の提供は本市が行う。」とありますが、搬入量については調整していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者と協議のうえで決定します。
65	44	第2部	第1章	第5節. 2	運転指導 (2)	運転指導期間がマテリアルリサイクル推進施設の30日となっていますが、本工事では保管場所の建設と作業員による一部選別作業のみであることから、期間は提案とさせていただきますよろしいでしょうか。	事業者と協議のうえで決定します。
66	45	第2部	第1章	第6節. 2-1	予備性能試験 (1)予備性能試験方法	マテリアルリサイクル推進施設では2日以上（稼働時間内）の予備性能試験を行うこととなっていますが、本工事では保管場所の建設と作業員による一部選別作業のみです。予備性能試験でイメージされているものがありましたらご教示願います。	要求水準書P51「表 マテリアルリサイクル推進施設の性能試験の項目と方法」をご参照ください。
67	48	第2部	第1章	第6節. 2-6	表 エネルギー回収型 廃棄物処理施設の性能 試験の項目と方法(1) 3 水質 排水処理施設	プラント排水・生活排水は処理後再利用し無放流とするため、排水処理設備で水質分析を行わないものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 事業者が自ら設定する再利用水の基準を見据え、参考として測定してください。
68	49	第2部	第1章	第6節. 2-6	表 エネルギー回収型 廃棄物処理施設の性能 試験の項目と方法(2) 5 飛灰処理物	飛灰処理物の備考欄に「飛灰についても同様に試験を実施すること。」とありますが、飛灰処理物および飛灰の両方の検査をするとの理解でよろしいでしょうか。なお、飛灰については管理基準値（資源化先の受入基準）が決定しておりませんので、可否の判定ができません。飛灰については、分析は実施するが可否の判定はないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、性能試験時ということであればお見込みのとおりです。なお、施設運転中は、飛灰を資源化している場合は飛灰を、飛灰を飛灰処理し埋立処理している場合は飛灰処理物を検査してください。 後段については、お見込みのとおりです。
69	50	第2部	第1章	第6節. 2-6	表 エネルギー回収型 廃棄物処理施設の性能 試験の項目と方法	9. 排ガス/炉、排ガス処理装置等（温度）の項目の（1）測定箇所について、炉出口とガス冷却室入口は統合してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
70	50	第2部	第1章	第6節. 2-6	表 エネルギー回収型 廃棄物処理施設の性能 試験の項目と方法(3) 14 非常用発電機	14 非常用発電機の試験方法について負荷シャ断試験及び負荷試験を行うとの記載がありますが、本試験については工場での試験記録とし、現地試験としては消防用設備等試験結果報告書の様式に準じた試験方法を行い、使用開始前の消防検査の合格をもって性能試験に代えるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
71	51	第2部	第1章	第6節. 2-6	表 マテリアルリサイ クル推進施設の性能 試験の項目と方法	2. 選別の項目がありますが、本事業ではストックヤードへの貯留のみで、処理プロセスがありませんので、適用外との理解でよろしいでしょうか。	「2. 選別」については、不燃性粗大ごみを選別残渣（可燃物）、カナモノ及び不燃物残渣に選別しますので、要求水準書のとおり実施をお願いします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
72	51	第2部	第1章	第6節. 2-6	表 マテリアルリサイクル推進施設の性能試験の項目と方法	表 マテリアルリサイクル推進施設の性能試験の項目と方法にごみ処理能力 処理量が記載されていますが、本工事では保管場所の建設と作業員による一部選別作業のみですので、この項目は除外してもよろしいでしょうか。	No. 61をご確認ください。
73	52	第2部	第1章	第7節. 2	(1) 契約不適合責任期間	「防水工事等については、「公共建築工事共通仕様書」を基本とし、保証年数を明記した保証書を提出すること」とありますが、屋根防水および水槽防水を10年、シーリングを5年と考えてよろしいでしょうか。	シーリングも含めて、保証期間は10年とします。
74	52	第2部	第1章	第7節. 2	(1) 施工に係わる契約不適合責任	外構工事に於ける舗装等の不具合発生は、別途工事の造成に起因する場合があります。事業者の責に基づかない可能性がある事象については、契約不適合責任の正否について、協議願います。	可とします。
75	52	第1部	第1章	第7節. 2	(3) 契約不適合検査	「契約不適合責任期間中、年1回ごとに、建設事業者の負担において、契約不適合検査を行うこと。」とありますが、契約不適合責任期間中に施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合にのみ契約不適合検査を実施するものと考えてよろしいでしょうか。	契約不適合検査は、施設の性能、機能、耐用等の疑義の有無に係わらず、契約不適合責任期間中に、年1回ごとに実施してください。
76	57	第2部	第1章	第7節. 4	完成図書 (23) 施設完成模型	模型のサイズ/仕様について、1/200程度の施設全体模型（断面模型ではない）と考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	可とします。ご提案ください。
77	57	第2部	第1章	第7節. 4	完成図書 (24) 航空写真	「航空写真（着工前、完成後 サイズ：60cm×90cm）」とありますが、航空機を使用した空撮ではなく、ドローンによる高高度からの真俯瞰・俯瞰撮影で可と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
78	61	第2部	第2章	第1節. 2	(2)	「主要通路の有効幅1,200mm以上」、「その他通路の有効幅800mm以上」と記載がありますが、代表企業の実績からメンテナンス上支障のないことを前提に「主要通路の有効幅800mm以上」「その他通路の有効幅600mm以上」としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
79	62	第2部	第2章	第1節. 3	配管工事 (2) 配管材料選定表	「2 口径25Φ以下の機器冷却水配管はSUS304」とありますが、冷却水配管は実績に基づき配管用炭素鋼管を使用してよろしいでしょうか。	「2 口径25Φ以下の機器冷却水配管はSUS304」を原則としますが、設計協議において本市が認めた場合にはこの限りではありません。
80	66	第2部	第2章	第1節. 6	(5)	「ポンプ吸い込み、吐出側には圧力計（連成計）を取り付けること」と記載がありますが、運転管理上必要な箇所に取り付けることを前提に、設置個所については事業者の提案としてもよろしいでしょうか。	可とします。
81	68	第1部	第2章	第1節. 8	その他 (4)	「耐震安全性の分類は、構造体Ⅱ類（重要度係数1.25）」とありますが、これが適用されるのは、工場棟及び管理棟で計量棟、洗車場、車庫は適用外と考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	68	第2部	第2章	第1節. 9	その他 (20)	新清掃センターエリアに於ける、浸水想定深さをご教示願います。	建設予定地は、ハザードマップにおいて浸水の想定はありません。
83	70	第2部	第2章	第2節. 1	計量機 (5) 特記事項 チ	「チ 計量機・・・遮断機を両側に設ける・・・」とありますが、各積載台の両側に遮断機が必要と考えてよろしいでしょうか。	記載の内容は、搬入用と搬出用の「両方」に遮断機を設置することを指しており、各積載台の両側に遮断機を設けることを記載しているものではありません。
84	70	第2部	第2章	第2節. 1	計量機 (5) 特記事項 サ	「シ 交通系ICカードやバーコード決済等のキャッシュレス決済に対応し、車上から操作可能とすること。」とありますが、一般持込車両を対象と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
85	71	第2部	第2章	第2節. 2-1	プラットホーム (5) 特記事項 エ	「エ プラットホームでのごみ収集車等の誘導は自動的に行えること。」とありますが、プラットホーム内に誘導線や表示などで解り易くするものと解釈してよろしいでしょうか。	プラットホームに入ってきたごみ搬入車両が、プラットホームの受入監視員の誘導がなくても、ごみの搬入及びプラットホームからの退出が行えるようにご提案ください。
86	71 200	第2部 第2部	第2章 第5章	第2節. 2-1 第4節. 3	プラットホーム (5) 特記事項 カ (別表1) 建築機械設備設置箇所（参考）	「プラットホーム全体を見渡せる場所にプラットホーム監視室を設け、付近に手洗い、便所（男女別）、倉庫等を設置すること。プラットホーム監視室には給湯設備を設けること。」とありますが、手洗いの給水に給湯設備（電気温水器）を設置するものと考えてよろしいでしょうか。又は、ミニキッチンユニット（水栓+電気温水器付）をプラットホーム監視室内に設置するという事でよろしいでしょうか。※（別表1）建築機械設備設置箇所（参考）にもプラットホーム監視室の給湯○との記載があります。	後者となります。No. 71をご確認ください。
87	71	第2部	第2章	第2節. 2-1	プラットホーム (5) 特記事項 ソ	処理不適合物の一時保管スペースは、面積を確保することを前提に仕切り壁を設けない提案をしてもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
88	73	第2部	第2章	第2節. 2-3	ごみ投入扉 (5)主要項目	「エ 有効開口寸法 幅: 3.5m×高さ: m (1門:災害発生時の臨時の搬入等を想定し、10t ロングダンプ車両 (全長9~10m 程度の深ダンプ) 等の大型の車両に対応すること)」とありますが、想定車両の主要諸元をご教示願います。	貴社のご経験を踏まえ、設定ください。
89	74	第2部	第2章	第2節. 2-3	(8)特記事項 タ	「ごみ搬入車がダンプした状態でも車両後部がごみピット内部にはみ出ない構造とすること。(10t ダンプ想定)」とありますが、ごみ投入扉が開となっている場合は、クレーンが当該扉には接近できないようインターロック機能を設けるなど、ごみ搬入車のごみクレーンのバケットと接触しないよう適切な安全対策を実施することを条件に、搬入車両後部がごみピット内部にはみ出すことをご認めていただけないでしょうか。	可とします。
90	75	第2部	第2章	第2節. 2-4	ダンピングボックス (4)特記事項 ア	「ア パッカー車 (4 t 程度) からのダンピングによる展開検査が可能となる構造とし…」とありますが、展開検査は数回に分けて行うとの理解でよろしいでしょうか。	実施の主旨、目的を踏まえた上で、全量検査はしない、又は数回に分けて検査することも含め、ご提案ください。なお、検査対象は、家庭ごみ収集運搬委託業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者とします。既設工場では、全量を床にダンピングさせて検査を行っています。
91	75	第2部	第2章	第2節. 2-4	ダンピングボックス (4) 特記事項	No. 90で「実施の主旨、目的を踏まえた上で、全量検査はしない、又は数回に分けて検査することも含め、ご提案ください。なお、検査対象は、家庭ごみ収集運搬委託業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者とします。既設工場では、全量を床にダンピングさせて検査を行っています。」との回答を頂きました。この内容から、全量又は数回に分けた方法だけでなく、既設工場での検査方法 (全量を床にダンピングさせて検査) を含めた方法を提案するとの理解でよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、全量を床にダンピングさせて検査を実施する場合は、プラットフォーム床の破損防止対策、汚れ防止対策を講じることを条件とします。
92	76	第2部	第2章	第2節. 2-5	ごみピット (5)特記事項 タ	「ごみピット内の火災を未然に防ぐため、ピット内における火災の監視用として赤外線式自動火災検知装置を設けるとともに、初期消火としてごみピット放水銃 (自動・遠隔及び現場操作) を設置すること。」とありますが、火災検知は自動で行いますが、放水銃の操作は遠隔手動操作方式と考えてよろしいでしょうか。	自動/遠隔手動/現場手動が可能なものを設置ください。
93	79	第2部	第2章	第2節. 2-7	可燃性粗大ごみ切断機 (5)特記事項 エ	可燃性粗大ごみヤードは、面積を確保することを前提に仕切り壁を設けない提案をしてもよろしいでしょうか。	可とします。
94	80	第2部	第2章	第2節. 2-9	床洗浄装置	本設備については、必要箇所にプラント給水配管を配置し、散水栓・高圧ホース及びその他必要な機器を設置して床洗浄できるように計画してよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、プラットフォーム床及び灰出室床は洗浄できるよう計画ください。
95	81	第2部	第2章	第2節. 2-10	脱臭装置 (4)付属品	(4) 付属品 [サイレンサー] とありますが、機器の配置をピット臭気→脱臭用送風機→活性炭充填装置 (サイレンサーと兼用) →屋外排気のように送風機の後段に活性炭装置を配置することで、騒音対策を図り、敷地境界における騒音値に支障なければ、サイレンサーを必要に応じて設置する計画としてよろしいでしょうか。	可とします。
96	85	第2部	第2章	第3節. 3-2	油圧駆動装置 (4)主要項目	「(4) 主要項目 (1ユニットにつき) ア 油圧ポンプ (ア) 数量 [2] 基 (交互運転)」とありますが、省エネに配慮し、数量を1ユニット (2 炉分) で油圧ポンプ 3 台 (常用: 2 台+待機予備: 1 台) で計画してよろしいでしょうか。	可とします。
97	88	第2部	第2章	第3節. 4-1	燃料貯留槽 (6) 特記事項	「オ 地下タンク貯留槽を設置する場合は、流電陽極方式による電気防食を行うこと。」とありますが、直接埋設ではなくタンク室方式を採用する場合や、外面FRP被覆タンクを採用し、十分にタンク設計板厚を確保する等、腐食対策を講じた場合は電気防食措置は不要と考えてよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
98	88	第2部	第2章	第3節. 4-1	燃料貯留槽 (6) 特記事項	「地下タンク貯留槽を設置する場合は、・・・」とありますが、十分な防液堤等設置することで地上設置型も可と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。意匠に配慮ください。
99	89	第2部	第2章	第3節. 4-3	(5) エ 漏洩検知装置	付帯機器に「漏洩検知装置」と記載がありますが、燃料にガスではなく灯油を使用する場合は当該機器を不要としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
100	90	第2部	第2章	第3節. 4-4	(5) エ 漏洩検知装置	付帯機器に「漏洩検知装置」と記載がありますが、燃料にガスではなく灯油を使用する場合は当該機器を不要としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
101	92	第2部	第2章	第4節. 1-3	噴射水ポンプ (2) 数量	「(2) 数量 [2] 台 (交互運転)」とありますが、省エネに配慮し、数量を3台 (常用: 2台+予備: 1台) で計画してよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
102	94	第2部	第2章	第5節. 1-3	噴射水ポンプ (2) 数量	「(2) 数量 [2] 台 (交互運転)」とありますが、省エネに配慮し、数量を3台 (常用: 2台+予備: 1台) で計画してよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
103	95	第2部	第2章	第5節. 1-5	減温用空気圧縮機	「(4)特記事項 ア 無給油式圧縮機とすること。」とありますが、実績に基づき給油式圧縮機で減温用噴霧空気供給に支障がないので、給油式圧縮機にて計画してよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
104	103	第2部	第2章	第7節. 4	風道 (3) 主要項目	「ウ 付帯機器 (ウ) エキスパンション (SUS製)」とありますが、SUS製はエキスパンション内部のインナースリーブを対象との理解でよろしいでしょうか。	可とします。
105	103	第2部	第2章	第7節. 4	(3) ウ (ウ)	付帯機器に「エキスパンション (SUS製)」と記載がありますが、非金属性伸縮継手を採用する場合はインナースリーブをSUS製としてもよろしいでしょうか。	No. 104をご参照ください。
106	103	第2部	第2章	第7節. 5	(3) ア 風量	「余裕率30%以上」と記載がありますが、送風機の余裕を過剰設計した場合、通常運転時に効率の悪い低負荷で運転することによる消費電力の増加や、将来的にごみ量・ごみ質が低下した際に適切な燃焼制御が困難になることが想定されます。つきましては、ごみ質・ごみ量の変動に対応できる必要十分な余裕をもたせることを前提に、余裕率は事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
107	103	第2部	第2章	第7節. 5	誘引送風機 (3) 主要項目	「コ 付帯機器 (オ) サイレンサー」とありますが、ダクト内面に吸音材を施工するなどの騒音対策を図るものと理解してよろしいでしょうか。	誘引送風機と煙突間にサイレンサーを設置してください。また、誘引送風機自身の騒音対策も講じてください。
108	106	第2部	第2章	第7節. 7	煙道 (5) 特記事項	「コ 誘引送風機と煙突間に消音器を設置すること。」とありますが、6. 誘引送風機の付帯機器 (サイレンサー) と同じものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	107	第2部	第2章	第8節	灰出設備	「資源化先の受入基準を満たさない等の事業者の責により、やむを得ず焼却灰又は飛灰を最終処分等する場合に追加で必要となる費用は、事業者の負担とする。」と記載があります。上記の資源化先における受入基準をご教示ください。	資源化先が決定していないため未定となります。貴社の経験から、通常想定される条件を設定してください。
110	107	第2部	第2章	第8節	灰出設備	「焼却灰及び飛灰 (飛灰処理物) は、最終処分又は資源化の対応が図れるよう留意すること。」とありますが、資源化先の条件をご教示ください。	No. 109をご確認ください。
111	111	第2部	第2章	第8節	5 灰ピット	飛灰処理物はバンカ方式でも可となっていますが、焼却灰の貯留も同様に「バンカ方式でも可」と考えてよろしいでしょうか。(ピット方式かバンカ方式か運転管理面に配慮し提案させていただきます。)	可とします。 ただし、貯留容量は要求水準書 (案) P110 「5 (6) ア」に記載のとおり、基準ごみ2 炉定格運転時排出量の7日分以上で計画してください。また、焼却灰の資源化、埋立処分の双方に対応できるようにしてください。
112	113	第2部	第2章	第8節. 9	飛灰定量供給装置 (1) 形式	「(1) 形式 [テーブルフィーダ式]」 「(6) 特記事項 イ 飛灰定量供給装置は、…。また、飛灰貯留槽から乾灰での搬出に対応した装置を設置すること。」とあります。このため、形式は、乾灰での搬出に対応した装置を提案するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 閉塞等のトラブルが少ない装置を選定ください。
113	115	第2部	第2章	第8節. 11	混練装置 (3) 主要項目	「(ア 能力 [] kg/h (最大想定量の2倍以上) 」とありますが、最大想定量とは、飛灰の時間最大発生量との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本機の設置数に応じて、2炉運転の飛灰の時間最大発生量の2倍の量が処理できる能力を見込んでください。
114	115	第2部	第2章	第8節. 12	処理物養生コンベヤ	処理物養生コンベヤは、機器配置を工夫することで飛灰処理物ピットなどの後段機器への搬送上必要ない場合もありますので、必要に応じて設置するものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、処理物の十分な養生ができる (養生時間を確保できる) ことが条件であり、処理物の養生が不足する場合は、契約不適合責任となることにご留意ください。
115	117	第2部	第2章	第9節	給水設備	「用途毎に必要な流量を測定できるよう流量計を設置すること。」とありますが、1 所要水量記載の用途全てに設置するのではなく、施設運営管理上必要な使用先には流量を測定できるように流量計を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 詳細な設置場所は、実施設計で協議します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
116	117	第2部	第2章	第9節.1	所要水量	「1.機器冷却水」とありますが、機種選定などにより機器冷却水系統が不要となる場合、機器冷却水系統関連機器(機器冷却水受水槽、機器冷却水揚水ポンプ、機器冷却水冷却塔、機器冷却水薬注装置)を設置しないと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
117	118	第2部	第2章	第9節.1	所要水量	「ウ.地下水(井水)取付位置の送水ポンプ及び受水槽までの配管整備は、本工事に含む」とありますが、井戸ポンプ以降を本工事に含むものと考えてよろしいでしょうか。また、添付資料9 水質調査ボーリング業務報告書に記載の井戸水は、生活系水は殺菌処理を行うものと考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、お見込みのとおりです。
118	118	第2部	第2章	第9節.2	給・配水方式	プラント用水を加圧給水ユニットで供給する方式を採用することで、プラント用高置水槽を設置しない提案としてもよろしいでしょうか。(加圧給水ユニットは停電時に非常用発電機で起動させます。)	可とします。
119	119	第2部	第2章	第9節.4	ポンプ類仕様	「排ガス冷却水揚水ポンプ」とありますが、ガス冷却室噴射水ポンプと減温塔噴射水ポンプを設置するにより排ガス冷却ポンプが不要となる場合、排ガス冷却ポンプを設置しないものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
120	119 120	第2部	第2章	第9節.5 第9節.6	機器冷却水冷却塔 機器冷却水薬注装置	システム構成上必要ない場合、消費電力と用役削減の観点から、「機器冷却水冷却塔」と「機器冷却水薬注装置」は省略してもよろしいでしょうか。	No.116をご確認ください。
121	120 175	第2部 第2部	第2章 第5章	第9節.5 第2節.1-2	5 機器冷却水冷却塔 (5) 1-2 エネルギー回収 型廃棄物処理施設平面 計画 (13) イ	機器冷却水冷却塔の計画について「ア 低騒音型とすること。イ 周囲から本体が見えないよう、壁等で囲むこと。ウ レジオネラ菌対策を提案すること。」とあります。また、建築工事において「空調機室外機、機器冷却水冷却塔置場等は、隔離された部屋とし、」と記載があります。上部開放の屋外機器として設置するため、機器冷却塔本体部分を通気に配慮した目隠しルーバー等で囲むものと考えてよろしいでしょうか。また、室外機においても大型のもので外観に影響しないよう、配置条件により必要に応じて目隠しルーバーで囲むものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。詳細はご提案ください。
122	121	第2部	第2章	第10節	排水処理設備	「プラント系排水(有機系・無機系)」とありますが、「(5)排水処理設備の能力及び処理方法は建設事業者が提案するものとし、提案する処理方法に必要な機器毎の仕様を明らかにすること。」とありますので、プラント排水全量再利用が可能な処理を行うために必要な設備を提案するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
123	121	第2部	第2章	第10節	排水処理設備 (6)	「(6)用途毎に必要な流量を測定できるよう流量計を設置すること。」とありますが、施設運営管理上必要な流体には流量を測定できるように流量計を設置するものとの考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。 詳細な設置場所は、実施設計で協議します。
124	121	第2部	第2章	第10節	排水処理設備 (9)	「(9)再利用水水質基準は以下のとおりである。」とありますが、再利用水利用先は排ガス温度調整用の噴射水、炉内噴霧水、ろ過器逆洗水としますので、再利用水水質を常時測定しないものと考えてよろしいでしょうか。	再利用水の使用用途に応じてご提案ください。
125	123	第2部	第2章	第10節.2	プラント系排水処理設備 (1)	「1 純水装置排水(無機系)」とありますが、純水装置を設置しない場合は純水装置排水は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	126	第2部	第2章	第11節.1-3	エアドライヤ(油分離器含む)	エアドライヤは空気圧縮機内蔵型にて計画してもよろしいでしょうか。	可とします。
127	126	第2部	第2章	第11節.2	真空掃除装置	異物などの吸込みで発生する配管内部閉塞時の清掃メンテナンス作業ならびに真空掃除機本体のメンテナンス作業の低減を目的に、可搬式掃除機を複数台納入する提案をしてもよろしいでしょうか。	可とします。ただし、要求水準書に規定するすべての範囲が清掃できる台数を配置してください。
128	128	第2部	第2章	第11節.6	場内説明案内システム (5) 特記事項 ア	案内板は日本語・英語・中国語併記とありますが、音声は日本語のみでよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
129	129	第2部	第2章	第11節.8-4	公害ほかモニタリング装置（公害監視盤）（屋内、屋外設置等）	「公害ほかモニタリング装置（公害監視盤）（屋内、屋外設置等）」において屋内、屋外設置等との記載がありますが屋内、屋外のいずれも1面づつ設置する認識でよろしいでしょうか。この場合、屋内に設置する仕様についてはモニタ仕様でよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、可とします。
130	129	第2部	第2章	第11節.8-4	公害ほかモニタリング装置（公害監視盤）（屋内、屋外設置等）（4）	「オ 屋外に設置するものは〔デジタルサイネージモニター〕とすること」と記載がありますが、公害監視盤としても主流である7セグメントLED（各成分計測値）、16×16ドットLEDモジュール（管理事務所で入力したメッセージ）での表示方式とした屋外鋼板製自立形をご提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
131	129	第2部	第2章	第11節.8-5	ごみ搬入車両のモニタリング用カメラ（3）	ごみ搬入車両のモニタリング用カメラについてカメラの仕様に対して幅、高さ、奥行き、表示形式の要求がありますが概略としてどのような仕様でしょうか。また本カメラについてどのエリアを監視するカメラでしょうか。（市様管理の搬入道路付近から監視又は事業区域内の施設エリアのみを監視など。防災調整、多目的広場エリアも含むでしょうか。）。本設備については要求水準書161頁監視用テレビ設備のL外周道路等を含むものとして計画してもよろしいでしょうか。	カメラの仕様は、設置目的を踏まえ提案ください。なお、録画機能を有するものとしてください。設置目的は、ごみ搬入車両の状況把握です。要求水準書P161監視用テレビ設備のL外周道路等とは別物とお考えください。
132	130	第2部	第2章	第11節.8-6	死亡小動物保管設備	「イ.事業者は、搬入された死亡小動物の保管・処分を行うこと。」・「ウ・・・ごみ投入ホッパへ直投すること。」とあります。保管設備として冷蔵庫等は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご提案ください。
133	130	第2部	第2章	第11節.8-7	その他設備（3）施設完成模型等	本施設CG装置を制作した場合、施設完成模型は不要（完成図書）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
134	134	第2部	第3章	第2節.2-1	プラットホーム（5）特記事項 オ	「プラットホーム全体を見渡せる場所にプラットホーム監視室を設け・・・給湯設備・・・設置すること。」とありますが、プラットホーム監視室内に給湯設備を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
135	135	第2部	第3章	第2節.2-1	プラットホーム シ	「シ 処理不適物の一時保管スペースとして[10]m2程度確保する。」と記載がありますが、処理不適物とはP15の搬入禁止物と考えてよろしいでしょうか。それ以外に処理不適物（例えばスプリングマットやリチウムイオン電池など）があればご教示願います。また、リチウム電池等が製品中に入っている場合は分解して確認するまでは必要ないと考えてよろしいでしょうか。処理不適物を計量棟やプラットホームで見つけた場合には、基本的に持ち込み者に持ち帰っていただくものと考えてよろしいでしょうか。	「処理不適物」と「搬入禁止物」は異なります。「処理対象物」とあわせて要求水準書（P3）第1部第2章の用語の定義をご参照ください。「処理不適物」は「受入対象物」のうち、本施設の処理に適さないもの又は設備に不具合が発生するものを総称しています。処理不適物の内容をご提案ください。ただし、スプリングマットレスは、現清掃センターで搬入及び処理を行っているため、新清掃センターでも処理を実施してください。中段、後段については、お見込みのとおりです。
136	136 137	第2部	第3章	第3節.1 第3節.2	ストックヤード（リターナブルびん以外）（4）ア 2 スtockヤード（リターナブルびん）（4）ア	「ア 高圧空気配管、ノズル」と記載がありますが、空気圧縮機をマテリアルリサイクル推進施設内には設置の予定がないため、可搬式掃除機などで対応することで、高圧空気配管及びノズルは設置しないものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
137	137	第2部	第3章	第2節.2-3	床洗浄装置	本設備については、必要箇所にプラント給水配管を配置し、散水栓・高圧ホース及びその他必要な機器を設置して床洗浄できるように計画してよろしいでしょうか。	可とします。
138	139	第2部	第4章	第1節.1-1	概要（2）	「非常用発電機は2階以上に設置し、浸水対策が講じられた場所に設置するものとする。」とありますが、浸水域にない場合には非常用発電機は1階に設置してもよろしいでしょうか。	可とします。
139	139	第2部	第4章	第1節.1-1	概要（2）	「非常用発電機は2階以上に設置し、浸水対策が講じられた場所に設置するものとする。」とありますが、浸水対策を講じた場合には非常用発電機は1階に設置してもよろしいでしょうか。	可とします。
140	139	第2部	第4章	第1節.2	電気方式（3）ア（ア）	配電方式 プラント動力において高圧の記載がありますが今回、高圧動力の計画はありませんので動力機器においては一般の440V級、200V級で計画してよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
141	140	第2部	第4章	第1節.2	電気方式 (3) オ	オ 制御電源 (ア) 高圧受電盤 (イ) 一般においてDC100Vの記載がありますが高圧遮断器の投入電源、制御電源については交流電源仕様とすることが可能であり、また電子計算機 (PC類、制御装置) に必要な電源は交流電源となるため、AC100V (無停電電源) として計画してよろしいでしょうか。その場合、150頁 7-3直流電源設備は不要となります。(7-3直流電源装置の仕様にも「(必要に応じ設置)」記載がありますので7-2交流無停電電源装置のみで計画します。その他盤内制御計装電源としてDC24Vも使用します。	可とします。
142	140	第2部	第4章	第1節.3	受変電設備 (3)	高圧変圧器盤の高圧変圧器については144頁 5-2 低圧動力主幹盤5-3 照明主幹盤に内蔵する方式をご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
143	141	第2部	第4章	第1節.3 第1節.4-1	3受変電設備 (3) 4-1. 高圧配電盤 (4) エ	(エ) 保安動力用変圧器の記載がありますが本高圧変圧器については非常用発電設備が高圧仕様 (6.6kV) の場合に必要な変圧器になります。今回本事業の計画では非常用発電設備は低圧仕様で計画が可能となりますので保安用動力用変圧器及び141頁-142頁 4-1 (4) エ 保安動力用変圧器一次盤については除外させていただくものとして、代わりに低圧配電設備側に電源切替開閉器 (MC-DT) を設置する計画としてよろしいでしょうか。この場合、停電時は電源切替開閉器が切り替わり、非常用発電機から保安用動力負荷へ電源供給を行い、プラントを安全に停止するシステムが可能となります。	可とします。
144	142	第2部	第4章	第1節.4-2	高圧動力盤 (必要に応じ設置)	高圧動力盤 (必要に応じ設置) について今回、高圧動力機器の計画は有りませんので除外するものとして計画してよろしいでしょうか。	可とします。
145	143	第2部	第4章	第1節.4-4	電力監視設備	電力監視設備において「オペレータズコンソールと電力監視盤を兼用してもよい。」との記載がありますので中央オペレータズコンソール (157頁 3-2 (1) イ) での集中監視方式をご提案させていただくものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
146	143	第2部	第4章	第1節.5-1	非常用発電機連絡盤	5 低圧配電設備において5-1 非常用発電機連絡盤の記載がありますが本盤については非常用発電設備が高圧仕様 (6.6kV) の場合に必要な盤になります。今回本事業の計画では非常用発電設備は低圧仕様で計画が可能となりますので高圧の非常用発電機連絡盤については除外させていただくものとして、代わりに低圧配電設備側に電源切替開閉器 (MC-DT) を設置する計画でよろしいでしょうか。この場合、停電時は電源切替開閉器が切り替わり、非常用発電機から保安用動力負荷へ電源供給を行い、プラントを安全に停止するシステムが可能となります。	可とします。
147	144	第2部	第4章	第1節.5-2	低圧動力主幹盤	低圧動力主幹盤の規模構成によっては、プラント動力主幹盤と保安動力主幹盤を一体とし、プラント動力主幹盤とすることをお認めいただけますでしょうか。	可とします。
148	144	第2部	第4章	第1節.5-2	5-2 低圧動力主幹盤 (プラント、建築、保安) (5) ウ 5-3 照明主幹盤 (5) ウ	「ウ 漏電による遮断は原則末端で行うこと。」との記載がありますが末端とは現場へ設置する低圧動力制御盤、現場制御盤との解釈でよろしいでしょうか。各個別機器の漏電保護については145頁 6-1低圧動力制御盤 (5) 特記事項オ【146頁 6-2現場制御盤 (5) 特記事項カにも同様の記載】に記載の通り「電熱機器、水中ポンプ等必要と思われるものについては漏電保護装置を設けること」に準ずるものとして計画してよろしいでしょうか。	可とします。
149	145	第2部	第4章	第1節.6-1	低圧動力制御盤 (1)	形式においてコントロールセンタ (JEM1195) 又は集合電磁形 (JEM1265) との記載がありますので集合電磁形としてご提案させていただきます。この場合、専用室には設けずに動力制御盤として現場へ配置する計画が可能となりますので (5) 特記事項コに記載 (現場へ設置することを可とする) の通り、現場へ配置する計画としてよろしいでしょうか。但し、大容量のインバータ盤等については電気室等の専用室に配置する計画とします。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
150	145	第2部	第4章	第1節. 6-1	(4) キ	「電流計（赤指針付）（モータ負荷の場合必要）」と記載がありますが、連続運転せず停止している時間が長いものなど、電流計設置対象機器については実施にて協議とさせていただけないでしょうか。	可とします。
151	145	第2部	第4章	第1節. 6-1	低圧動力制御盤 (4)	「キ 電流計（赤指針付）（モータ負荷の場合必要）1式」とありますが、電流値の確認は現場で行うため、電流計は操作鈕を設置する現場操作盤（現場制御盤へ操作鈕を設置する場合は現場制御盤も含む）に設けるものとし、低圧動力制御盤からは除外してもよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
152	146	第2部	第4章	第1節. 6-2	(4) キ	「電流計（赤指針付）（モータ負荷の場合必要）」と記載がありますが、連続運転せず停止している時間が長いものなど、電流計設置対象機器については実施にて協議とさせていただけないでしょうか。	可とします。
153	147	第2部	第4章	第1節. 6-4	シーケンスコントローラ盤	シーケンスコントローラ盤は中央監視盤として中央制御室に設置するものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
154	148	第2部	第4章	第1節. 7-1	非常用発電設備	「本装置は、全停電時にプラントを安全に停止することに加えて、災害発生時等の全停電時に一時的な避難所として利用する管理棟に必要な電力（約10時間程度）を供給できる保安用電源として、消防法に適用するものとする。」との記載がありますが、プラント安全停止に必要な負荷での最適な非常用発電機容量選定にあたり、空調負荷についてはプラント安全停止完了後（約2時間後）に、必要箇所へバックアップする計画としてよろしいでしょうか。	可とします。
155	148	第2部	第4章	第1節. 7-1	非常用発電設備	プラントが安全停止していることを前提に、停電が10時間程度以上継続した場合には、施設も停電状態（非常用発電機も停止）となることを許容いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
156	149	第2部	第4章	第1節. 7-1	非常用発電設備 (3) (4)	非常用発電設備の発電機制御装置及び発電機遮断器盤、励磁装置盤について、低圧の非常用発電機の場合はパッケージ搭載（消防法認定所得済の装置）となりますのでパッケージ搭載として計画してよろしいでしょうか。	可とします。
157	149	第2部	第4章	第1節. 7-1	非常用発電設備 (3) ウ (ア)	主要機器の回転計においてメーカー標準仕様（消防法認定所得済の装置）として周波数にて回転数を検出し、過回転の重大故障を検出する機能となりますので回転計は除外してよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
158	149	第2部	第4章	第1節. 7-1	(3) エ (イ)	「周波数調整、回転数の調整は、現場及び中央制御室とすること。」と記載がありますが、非常用発電機電源の商用電源へ同期投入操作はなく、周波数・回転数の頻繁な操作は行いませんので、現場（非常用発電機本体での調整のみ）とさせていただけないでしょうか。	可とします。
159	149	第2部	第4章	第1節. 7-1	非常用発電設備 (3) エ	「(イ) 周波数調整、回転数の調整は現場及び中央制御室とすること。」の記載がありますが、非常用発電機と他発電設備の連系するようなシステムであれば中央での操作も有効と解釈しますが、今回非常用発電機は連系等のシステムではありませんのでメーカー標準仕様（消防法認定所得済の装置）として搭載された必要な操作を有する装置として計画してよろしいでしょうか。	可とします。
160	149	第2部	第4章	第1節. 7-1	(4) ア	発電機遮断機盤、励磁装置盤の形式について「鋼板製屋内閉鎖垂直自立型（JEM 1425 CW型）」と記載がありますが、効率的な配置計画を行うため、発電装置搭載型の採用をお認めいただけますでしょうか。	可とします。
161	149	第2部	第4章	第1節. 7-1	非常用発電設備 (4) ウ	(ア) 真空遮断器の記載がありますが、高圧仕様の場合に必要な遮断器であり低圧の非常用発電機の場合は低圧遮断器（ブレーカー）となりますので、配線用遮断器として読み替えてよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
162	149	第2部	第4章	第1節.7-1	(4) ウ	非常用発電機は商用電源と接続して運転を行わず、外部電源との同期投入・開放なども行わない場合は、主要機器の内、以下に示す機器について設置等を省略してもよろしいでしょうか。 ・(ウ) サージアブソーバー ・(オ) 自動力率調整装置 ・(カ) 自動同期投入装置 ・(キ) 同期検定装置 ・現場及び中央制御室における同期投入等の設定及び遠隔監視	可とします。
163	149	第2部	第4章	第1節.7-1	非常用発電設備 (4) ウ エ	(オ) 自動力率調整装置、(カ) 自動同期投入装置、(キ) 同期検定装置は商用側との連系、同期がないため不要となりますので除外してもよろしいでしょうか。	可とします。
164	149	第2部	第4章	第1節.7-1	非常用発電設備 (4) エ	「(ア) 同期投入等の設定及び監視操作は、現場及び中央制御室にて行うこと。」との記載がありますが、連系、同期がないため不要となりますので除外してもよろしいでしょうか。	可とします。
165	150	第2部	第4章	第1節.7-2	無停電電源装置 (5) ア	無停電電源装置の負荷の種類について、(エ) 受入供給設備用計量機の記載がありますが受入供給設備用計量機については計量機システム付属専用の無停電電源装置での給電で計画してよろしいでしょうか。	可とします。
166	150	第2部	第4章	第1節.7-3	直流電源装置 (必要に応じ設置)	直流電源設備 (必要に応じ設置) については、今回システムとして7-2無停電電源装置での制御電源で受変電設備他、システム構築可能となりますので除外してよろしいでしょうか。	可とします。
167	151	第2部	第4章	第1節.8	盤の構造 (1)	「扉SS400」とありますが、盤の材質として一般的なSPCC、SPHC、SECC、SEHCの採用をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
168	151 152	第2部	第4章	第1節.11	(2) ア (2) キ (2) ケ	電気配線工事において、以下のご提案をお認めいただけますでしょうか。 ・「配管は内外面溶融亜鉛めっき銅管 (CP、GP) を標準とし」と記載ありますが、屋内で腐食の懸念がない箇所については、ねじなし電線管を採用すること。 ・「プルボックスは溶融亜鉛めっき製を標準とし」と記載ありますが、屋内で腐食の懸念がない箇所については、錆止め塗装仕上げを採用すること。 ・「配管、ケーブルラックの支持金具、吊りボルトは溶融亜鉛めっき製を標準とし」と記載ありますが、屋内で腐食の懸念がない箇所については、電気亜鉛メッキ、溶融亜鉛メッキ鋼板など、屋内で標準的に使用される材料を採用すること。	実施設計で協議のうえ、決定します。
169	151	第2部	第4章	第1節.11	電気配線工事 (2) ア	配管は内外面溶融亜鉛めっき銅管 (CP、GP) を標準としの記載がありますが設置環境上、水気のある箇所 (屋外含む) をGP管として、その他についてはCP管 (薄鋼電線管) に加え同等であり、施工性、占積率についてCP管よりも優れているEP管 (ネジなし電線管) の採用をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。その他、屋内の設置環境上、腐食性ガスが発生する可能性の有る箇所、水気の有る箇所については鋼製電線管より対錆に優れた硬質ビニル電線管の採用をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
170	156	第2部	第4章	第2節.3-2	中央制御室 (1) ア (エ)	a グラフィック装置 [LCD55] インチ以上×[2]台」とありますが、161頁4 監視用テレビ (ITV) 設備のモニタ (LCD55インチ 2台) と共有し、画面を切り替える仕様としてもよろしいでしょうか。	可とします。
171	157	第2部	第4章	第2節.3-2	中央制御室 (1) イ (エ) a	特記事項についてタッチパネルの記載がありますがマウス、キーボード、操作スイッチを主とした操作として計画してよろしいでしょうか。	可とします。
172	158	第2部	第4章	第2節.3-3	周辺機器 (管理用コンピュータシステム) (3)	カラーレーザープリンタについて前項 (2) の帳票レーザープリンタと兼用してよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
173	159	第2部	第4章	第2節.4	監視用テレビ (ITV) 設備	カメラ仕様 (電動ズーム、回転雲台、ドーム型等) については参考として設置場所、監視対象を考慮し、実施設計時にあらためてご提案、詳細協議をさせていただくものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
174	159	第2部	第4章	第2節.4	監視用テレビ (ITV) 設備 (1) ア	「(キ) 事務室のモニターには「公害ほかモニタリング装置」と同内容のデータを表示できるシステムとすること。」との記載がありますが、ITV用のモニターではなく159頁3-3周辺機器 (管理用コンピュータシステム) のディスプレイに同内容のデータを表示できるシステムとしてご提案させていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
175	160	第2部	第4章	第2節.5-1	気象 (1)	ア 測定方法について風速 (周波数)、風向 (ポテンションメータ) の仕様記載がありますが風速 (磁気パルス)、風向 (光エンコーダ又は非接触磁気検出器) の採用もご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
176	161	第2部	第4章	第2節.5-2	排ガス分析装置 (1) キ	「(イ) 測定レンジについて1000ppm/hまで測定できる装置とすること。」との記載がありますが、メーカー標準レンジとして200/500ppmレンジ切替 (レンジが小さくなるほど測定精度向上) の採用をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	可とします。
177	161	第2部	第4章	第2節.5-2	排ガス分析装置 (3) オ	ばいじん濃度計について計装用エアの記載がありますが摩擦電荷方式選定場合は計装用エアは不要になりますので除外させていただくものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
178	162	第2部	第4章	第2節.5-3	記録計 (必要に応じ設置)	記録計 (必要に応じ設置) については中央制御室の中央制御装置、データ処理装置にて記録を行いますので除外させていただくものとしてよろしいでしょうか。	可とします。
179	162	第2部	第4章	第2節.7	計装用空気圧縮機	運転維持管理の簡素化 (設置機器台数低減) を目的に、計装用空気圧縮機を雑用空気圧縮機と共用してもよろしいでしょうか。その場合、無給油式圧縮機にて計画致します。	可とします。
180	164 166 199	第2部 第2部 第2部	第5章 第5章 第5章	第1節.1 第1節.4 第4節.3	1 土木・建築に関する基本方針 (3) 4 施設配置計画 (3) イ 3 昇降機設備 (2)	「工場棟内においては、運転作業員と見学者の歩行者動線を分離するものとする。」「見学者と工場棟運転員の動線は区分すること。」とありますが、工場棟管理エリア内の運転員用荷物エレベーターは車いす利用に配慮し、兼用範囲を最大限少なくすることで見学者と兼用としてもよろしいでしょうか。	不可とします。
181	167	第2部	第5章	第2節.1-1	設計方針 (6)	「建築断面計画については、ごみピット、灰ピット等のピット類、受水槽、排水処理水槽類を地下階部分に、・・・」とありますが、機能や使い勝手などを考慮し、一部の受水槽について地上部分に計画してもよろしいでしょうか。	可とします。
182	167	第2部	第5章	第2節.1-1	設計方針 (6)	「建築断面計画については、ごみピット、灰ピット等のピット類、受水槽、排水処理水槽類を地下階部分に、・・・」とありますが、造成図 (地下水計画平面図) において、造成高から1.5~5m程度の深さに埋設管が多数配置されることが想定されます。基礎杭や地下ピット構造物、山留めなどに干渉する可能性があるため、干渉する場合は、協議により位置の調整など対応可能でしょうか。また、ピット部分などは広範囲になるため、干渉する範囲は施工範囲の見直しも可能でしょうか。	前段については、可とします。 後段については、事業者と協議のうえで決定します。
183	168	第2部	第5章	第2節.1-1	設計方針 (13)	緊急地震速報盤を設置することとありますが、表示するものと考えてよろしいでしょうか。	可とします。
184	168	第2部	第5章	第2節.1-1	設計方針 (21)	屋根いただ部には転落防止対策を考慮することとありますが、勾配屋根等で滑落の危険性がある屋根のいただ部に安全帯設置用の手摺状のものを設置するものと考えてよろしいでしょうか。	提案によるものとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
185	170	第2部	第5章	第2節.1-2	エネルギー回収型廃棄物処理施設平面計画 (1) 受入供給設備 イ プラットホーム	「(コ) プラットホームは窓等から自然光を取り入れ、昼間は照明を点灯することなく作業ができる環境とし、明るく清潔な雰囲気を保つこと。(床面で200~300ルクス程度を原則確保すること。)」とありますが、季節や気象条件、時間帯により床面200ルクスを確保する事が困難な場合があります。また、多量に窓を設けると夏季のプラットホーム室内温度上昇が懸念されます。春分の昼(12:00頃)の条件でトップライトや窓などバランスよく配置し、機械等の物陰や壁際を除き200~300ルクス程度確保するものと考えてよろしいでしょうか。	照明で補うことを前提に可とします。
186	172	第2部	第5章	第2節.1-2	(5) ア	「誘引通風機、押込送風機、空気圧縮機、その他の騒音発生機械は、原則として専用のコンクリート製内面吸音材仕上げの室に収納し、防音対策、防振対策を講じること。」と記載がありますが、適切な防音・振動対策を行い敷地境界での騒音値を遵守することを前提に、炉室等へ配置するご提案をお認めいただけないでしょうか。	P26 (2) 作業環境を遵守することを前提に可とします。
187	175	第2部	第5章	第2節.1-3	マテリアルリサイクル推進施設平面計画	「マテリアルリサイクル推進施設は、必要な設備室、管理室、その他諸室は機器、設備配置の処理の流れに沿って設けること。」とありますが、管理室はプラットホーム監視室と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
188	176	第2部	第5章	第2節.1-3	(1) イ プラットホーム	「(キ) プラットホームは窓等から自然光を取り入れ、昼間は照明を点灯することなく作業ができる環境、・・・(床面で200~300ルクス程度を原則確保すること。)」とありますが、季節や気象条件、時間帯により床面200ルクスを確保する事が困難な場合があります。また、多量に窓を設けると夏季のプラットホーム室内温度上昇が懸念されます。春分の昼(12:00頃)の条件でトップライトや窓などバランスよく配置し、機械等の物陰や壁際を除き200~300ルクス程度確保するものと考えてよろしいでしょうか。	照明で補うことを前提に可とします。
189	177	第2部	第5章	第2節.1-4	管理棟平面計画 (1)	「ア 玄関は、本市職員用(運転管理要員用と兼用可)と一般来場者(見学者100名程度を考慮)専用を別々に設け、それぞれ下足箱及び雨具掛け等を設置すること。」とありますが、室内は基本的に上履き仕様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
190	177	第2部	第5章	第2節.1-4	(2) 事務室、応接室、書庫、更衣室	「オ [50] m ² 以上の書庫を設けること。・・・なお、書類等の想定貯留量に応じた固定式書棚・棚を設置すること。」とありますが、可動式書棚を検討する上で、書棚として利用される容量(A4ファイル縦置きとした場合の見付総長など)をご教示願います。	設計段階で協議して決定します。可能な限り書類の設置スペースを確保するよう計画ください。
191	178 179 224	第2部 第2部 第3部	第5章 第5章 第2章	第2節.1-4 第2節.1-5 第4設.1	管理棟平面計画 (7) その他共通 運営事業者系緒室 (7) その他共通 備品・什器・物品の調達	<p>・P179「ア 諸室の机、椅子、書棚等の備品・物品類は建設事業者が調達するものとする。」、P180: 運営事業者系緒室「ア 管理事務室、更衣室及び休憩室等の机、椅子、書棚等の備品・物品類は建設事業者が調達するものとする。」とあります。</p> <p>・P225では「運営事業者は・・・、備品・什器・物品等について本業務に支障なく使用できるよう適切に調達すること。・・・備品等は本市と協議の上で、リースを可とする。運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う範囲は、本市の管理事務室、更衣室及び休憩室を除く全ての範囲とする。なお、建設工事において、本市事務室、更衣室及び休憩室等の机、椅子、書棚等の備品・物品類は事業者が調達するものとする。運営事業者が使用する備品類・・・運営業務において調達・購入するものとする。」と記載されています。</p> <p>これらより、全ての備品類は事業者が整備するものとし、建設事業者は日田市様が管理・使用される管理事務室、更衣室及び休憩室の備品類、運営事業者はその他の諸室に関する備品類、を調達するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	基本的に建設事業者が第2節.1-4及び第2節.1-5に規定する備品、物品類を調達するよう要求しています。運営事業者には運営期間を通じて、備品・什器・物品の管理を要求しており、追加や交換が必要になった場合の調達を要求しています。なお、運営事業者が使用する備品は、必要時期に応じて柔軟性を持たせています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
192	178	第2部	第5章	第2節. 1-5	運営事業者系諸室 (1)	「ア 職員〔 〕名程度が執務を行い、書類の保管庫、〔 〕名程度の小会議室を設置できるスペースを考慮した余裕のある広さとする。」とありますが、小会議室としての部屋ではなく管理事務室内に会議スペースを設けると解釈してよろしいでしょうか。	小会議室の設置形態については、提案を可とします。
193	181 187	第2部	第5章	第2節. 2-5 第2節. 3	(2) 外壁 内部仕上表(工場棟)	内部仕上表において屋根、2-5 (2) 外壁 において外壁への断熱材設置をご指定頂いていますが、断熱材の要否は各室の用途に応じた居住性を鑑みてご提案することをお認めいただけますでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
194	182	第2部	第5章	第2節. 2-5	(5) 天井	「ア 吊り天井下地は、耐震軽量鉄骨下地を用い」とありますが特定天井に該当する天井は平成25年国土交通省告示第771号に対応した天井下地を、それに該当しない小面積の天井は共通仕様書に応じた振止めを記した天井下地を用いるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
195	183	第2部	第5章	第2節. 3-1	エネルギー回収型廃棄物処理施設 (3) 腰壁	エネルギー回収型廃棄物処理施設の腰壁高さが1.5m以上とありますが、事務所部分の腰壁は1m程度も可と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
196	183	第2部	第5章	第2節. 3-1	エネルギー回収型廃棄物処理施設 (6) エ	「出入り口部分には、雨水をシャットアウトできるデザインに配慮した庇を設置すること。」と記載がありますが、庇を設置する出入り口については、通常の人出入りがある箇所とし、メンテナンスのドアについては庇は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
197	184	第2部	第5章	第2節. 3-2	マテリアルリサイクル推進施設 (3) 腰壁	マテリアルリサイクル推進施設の腰壁高さが1.5m以上とありますが、事務所部分の腰壁は1m程度も可と考えてよろしいでしょうか。	可とします。
198	186	第2部	第5章	第2節. 3-5	(4) 内部階段	煙突の内部階段の仕上げを溶融亜鉛メッキ処理仕上げをご指定ですが、室内の腐食環境を考慮した代替の仕上げのご提案をお認めいただけますでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
199	186	第2部	第5章	第2節. 3-5	煙突(エネルギー回収型廃棄物処理施設と一体型) (4) 内部階段	煙突部の内部階段がS造(溶融亜鉛めっき処理仕上)となっていますが、サビ止めの上耐候性塗装も可と考えてよろしいでしょうか。	No. 198をご確認ください。
200	186	第2部	第5章	第2節. 3-5	煙突(エネルギー回収型廃棄物処理施設と一体型) (6) 建具 ウ その他	「換気設備を考慮すること。〔自然換気方式及び機械換気方式〕」と記載がありますが、換気設備については通常自然換気としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
201	186	第2部	第5章	第2節. 3-6	その他 (1) 天井点検口	「天井点検口(エアタイトタイプ)は本市と協議のうえ決定し必要な全ての部分に設置すること。」とありますが、エアタイトタイプが必要な部屋は具体的にどのような部屋かご教示願います。	実施設計で協議のうえ、決定します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
202	187～189	第2部	第5章	第2節. 3-6	その他 内部仕上表（参考）	<p>内部仕上表はあくまでも参考とし、品質やデザイン等を考慮して最適な仕様を提案するものと考えて宜しいでしょうか。また、参考仕上表に記載されている室名について以下の内容でよろしいでしょうか。</p> <p>①仮眠室：「休憩室は仮眠に使用できることも想定すること。（P178）」「休憩室は、和室〔 〕畳程度の余裕のある広さとし、押入れ・板畳等を設けること。（P179）」とあります。仮眠室を別に設けるのではなく、休憩室を仮眠できる部屋として計画するものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②休憩室、和室：「事務室に近接して〔 4 〕名程度が休憩できる和室〔 6 〕畳程度（押入れを含む。）を設けること。（P178）」「休憩室は、和室〔 〕畳程度の余裕のある広さとし、押入れ・板畳等を設けること。」とあります。男女別ではなく男女共用と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③啓発・展示室：啓発や展示を行う、各所見学者通路や見学者ホール、展示ホールなどと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>④脱衣室・浴室：運営事業者系諸室にて「浴室・脱衣室は男女別に設けること。（P179）」とあります。管理棟の参考仕上表（P189）に浴室と脱衣室が記載されていますが、運転事業者系諸室側に計画するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>前段については、お見込みのとおりです。後段については、以下のとおりとなります。</p> <p>①可とします。 ②お見込みのとおりです。 ③お見込みのとおりです。 ④お見込みのとおりです。</p>
203	190	第2部	第5章	第3節. 1	構内道路 (1)計画	<p>「添付資料4 敷地平面図」に示す施設エリアの出入口は3ヶ所とありますが、多目的広場（東）入口想定位置と施設入口想定位置はありますが、多目的広場（西）の入口想定位置がありません。提案でよろしいでしょうか？</p>	<p>ここでの施設エリアの出入口（3ヶ所）は、①敷地南側の道路から施設エリアに進入する出入口、②施設エリアと多目的広場（西）間の出入口、③施設エリアと多目的広場（東）間の出入口を指します。なお、要求水準書P192第2部第5章第3節6（1）オ（ア）に記載のとおり、多目的広場（西）は敷地南側の道路から進入できることとし、入口の位置をご提案ください。</p>
204	191	第2部	第5章	第3節. 3	雨水排水路 (1)計画	<p>多目的広場（西）は造成図に記載の敷地周囲の排水側溝は造成工事で施工されるところと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者側で設置をお願いします。</p>
205	191	第2部	第5章	第3節. 3	雨水排水路 (1)計画	<p>「自然排水ができるように雨水排水路を計画すること。雨水は、・・・側溝を経由して、調整池に放流すること。」とありますが、要求水準書に記載されている側溝とは新清掃センターエリアの南側道路、多目的広場（東）エリアの南側・東側の道路に敷設される計画地側の側溝のと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
206	191	第2部	第5章	第3節. 3	雨水排水路 (1)計画	<p>計画地からの排水接続点の制約（場所及び接続箇所数など）は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、排水側溝（各排水棟）の受入可能容量等をご教示願います。</p>	<p>前段については、お見込みのとおりです。後段については、要求水準書添付資料4（雨水計画平面図、雨水排水施設構造図）をご確認ください。</p>
207	191	第2部	第5章	第3節. 3	雨水排水路 (1)計画	<p>計画地からの排水接続先となる計画地の南側・東側道路の計画地側排水側溝類のほか、その排水側溝と防災調整池を繋ぐ防災調整池エリア内の排水側溝類も造成工事で整備されるものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
208	192	第2部	第5章	第3節. 5	多目的広場 (1)計画 ア	<p>「（「添付資料4 敷地平面図」に示す範囲に、多目的広場（西）用の駐車場〔 20 〕台分を設けること。」と記載がありますが、添付資料4の造成面には20台の駐車スペースと屋外便所を確保するのは困難と思われます。可能は範囲で駐車台数を確保し、不足分は多目的エリア（西）内に設けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>「添付資料4 敷地平面図」に示す範囲において、可能な範囲で駐車台数を確保してください。なお、多目的広場（西）内には駐車場は設置しないようお願いいたします。</p>
209	192	第2部	第5章	第3節. 5	多目的広場	<p>通常時は公園として利用すると記載があります。年間来場者数を想定しているのであればご教示ください。</p>	<p>年間来場者人数の想定はありません。</p>
210	192	第2部	第5章	第3節. 5	多目的広場 (1)計画 イ	<p>「イ 通常時は公園として利用する。」は、公園法に依る公園ではなく、公園としても利用できる多目的な広場の位置付けと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
211	192	第2部	第5章	第3節.5	多目的広場 (1) 計画 オ	「(ア) 多目的広場(東)、多目的広場(西)は、敷地南側の道路から進入できるようにそれぞれ出入口を整備すること。」と記載がありますが、添付資料4には、多目的広場(西)への敷地南側の道路からの進入できる位置が記載されておりませんので、敷地南側の道路から多目的広場(西)の入口想定位置をご教示願います。	No. 203をご確認ください。
212	192	第2部	第5章	第3節.5	多目的広場 (1) 計画 オ	オ「(イ) 多目的広場の地下部には、消防法の基準を満たすように、防火水槽40㎡を() 個所設置すること。」と記載がありますが、施設エリアに防火水槽を設置することは可能でしょうか。また、防火水槽の包含範囲は防火対象物との考えてよろしいでしょうか。	前段については、可とします。 後段については、お見込みのとおりです。
213	192	第2部	第5章	第3節.5	多目的広場 (1) 計画 オ	「(ウ) 多目的広場・・・ベンチを適宜設置すること。・・・多目的広場を災害廃棄物の仮置き場として使用することに留意した仕様・配置とすること。」とありますが、多目的広場エリアには建築物(建築面積があるもの)の設置は不可と考えてよろしいでしょうか。	災害廃棄物の仮置き場としての利用に支障にならない程度であれば、建築物の設置を可とします。
214	192	第2部	第5章	第3節.5	多目的広場 (2) 付帯 イ	「(ア) 多目的広場(西)に便所を設置・・・多目的広場(西)の駐車場内又は施設エリア内とし・・・」と記載があり、多目的広場(西)の駐車場は道路を挟んだ敷地となりますが、そこに整備する便所の給排水は道路の地下を横断することに問題は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、確認申請上の計画地は、多目的(西)・(東)エリア・新清掃センターエリア・多目的広場(西)の駐車場エリアと全て分けるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、問題ありませんが、道路占用が必要となるため、設計段階での協議とします。(占用許可は市で実施します)後段については、現時点では多目的広場(西)、多目的広場(東)、新清掃センターエリアは1つとし、多目的広場(西)の駐車場エリアは別で計画しています。なお、造成完成に合わせ、地目変更、合筆、分筆(河川、市道)を実施する予定です。
215	193	第2部	第5章	第3節.6-3	(3) イ	フェンスに忍び返し(曲型)をご指定ですが、周辺環境との調和を鑑み、フェンスの形状についてご提案をお認めいただけますでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
216	196	第2部	第5章	第4節.1-2	衛生設備 オ	「オ 便所は洋式及び和式とし、必要な箇所に温水洗浄便座を設置すること。」とありますが、温水洗浄便座を設置するために便所は基本的に洋式としてもよろしいでしょうか。	可とします。
217	199	第2部	第5章	第4節.3	昇降機設備 (2) 数量	「人荷用(必要に応じ設置)〔 〕基(運転員用、炉室用)・乗用兼車椅子用1基(見学者用)」とありますが、要求水準書に於ける記載の数量は各棟ではなく全施設に於ける数量と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
218	199	第2部	第5章	第4節.3	昇降機設備 (8) 特記事項	「ア・・・、かごにトランク付、車椅子仕様付、視覚障がい者仕様付、・・・」とありますが、椅子仕様付、視覚障がい者仕様付は、常用兼車いす用(管理棟)×1基が対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
219	199	第2部	第5章	第4節.3	昇降機設備 (8) 特記事項	「ウ 人荷用エレベーターは、地階を含め、全フロアに行けるようにすること。」とありますが、地階にピット類しかない場合は地階停止は不要と考えてよろしいでしょうか。	可とします。地階に点検/作業スペースを設置する場合は地階を含め、全フロアに行けるようにしてください。
220	200 201	第2部	第5章	第4節.3	(別表1) 建築機械設備設置箇所	別表1 建築機械設備設置箇所(参考)に記載されている内容は、要求水準書の内容や部屋の用途を考慮して変更してもよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
221	202	第2部	第5章	第5節.1	幹線設備 (1)	オ 非常用電源設備は147頁7項の電気設備の非常用発電設備より電源を供給する考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
222	202	第2部	第5章	第5節.2	動力設備 (4)	動力設備の盤構成は、ア 動力配電盤、イ 動力制御盤、ウ 現場制御盤、エ 現場操作盤の機能を有する建築動力分電盤と現場操作盤の盤構成で提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
223	203	第2部	第5章	第5節.3-1	照明設備 (5) エ	屋外に面した出入口付近は防虫防蟻対策を講じることとなりますが器具内に虫が侵入し難い構造の器具を採用するとの解釈でよろしいでしょうか。	虫を引き寄せにくい照明の使用と合わせて複合的に対策を講じてください。
224	203	第2部	第5章	第5節.3-1	照明設備 (5) キ	工場棟内の見学通路と居室の器具は埋め込み型(ルーバー付、ただし倉庫等は除く。)を原則とあります。ルーバ照明やグレア対策照明器具は光の乱反射を軽減しますが照度効率はルーバーにより下がりますので省エネの面では不利になります。ルーバー付又はグレア対策の照明器具は中央制御室や事務作業を行う部屋で採用するとの考えてよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
225	204	第2部	第5章	第5節.3-1	照明設備 (6) イ	人感センサー内蔵型照明器具は状況に応じてセンサー位置を調整出来る個別の人感センサーと照明器具の組み合わせの採用でもよろしいでしょうか。	可とします。
226	204	第2部	第5章	第5節.3-1	照明設備 (7) ウ	工場棟照明の監視・操作は中央制御室、照明の監視・操作は管理事務室のリモコンスイッチで行うこと。とありますが中央制御室、管理事務室において照明設備の監視・操作を可能とするとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
227	205	第2部	第5章	第5節.3-3	外灯設備	本電灯制御盤の仕様は電気設備工事に準拠するとありますが2.5.2(4) 盤構成に記載のある中央制御室において照明設備の運転管理も行う中央制御盤(LCD コンソール又は壁掛形)と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(P203~204)「第2部第5章第5節3-1 照明設備」に記載のとおりとします。
228	205	第2部	第5章	第5節.4-1	電話設備 (1)	電話交換機(管理事務室、中央制御室)とありますが電話系統は施設内で統一されますので1台になると思われます。設置場所を管理事務室又は中央制御室にするとの意でよろしいでしょうか。また運用等でより効率的と思われる場合は別の場所の設置場所を提案してもよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、実施設計で協議のうえ、決定します。
229	205	第2部	第5章	第5節.4-1	電話設備 (3) ア	採用が予定されている電話回線(光電話、ISDN等)をご教示願います。光ケーブル引込の場合は電源が電話線から供給出来ませんので多機能停電保障付電話機は使用できません。	電話回線について、建設予定地周辺はアナログ回線のみとなります。 なお、インターネット回線はケーブルテレビ回線となります。 通信(電話、インターネット)の引込は、通信事業者と協議のうえ、事業者にて実施してください。
230	206	第2部	第5章	第5節.4-1	電話設備 (7)	「ア 電気事業者専用回線(局線の種類は電気事業者と協議により決定)中央制御室の操作卓に準備すること。」とありますが、電気事業者専用回線は発電所の場合に必要なと思われまます。本施設では該当しないと思われまますので、設置については電気事業者との協議により決定してもよろしいでしょうか。	可とします。
231	206	第2部	第5章	第5節.4-2	放送設備(一般・非常) (2) オ	敷地内へより効率的に放送出来る場合はマスト形スピーカーに限定せずスピーカーの配置計画を提案してもよろしいでしょうか。	実施設計で協議のうえ、決定します。
232	207	第2部	第5章	第5節.4-5	電気時計設備	採用する時計として電波時計を提案してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
233	208	第2部	第5章	第5節.4-7	自動火災報知設備(各建物ごとに設置する) (2) (3)	受信機型式、副受信機型式についてGR型+液晶パネルとなっておりますが本工事においては警戒区域の回路数よりP型受信機の採用が可能です。P型受信機を採用してもよろしいでしょうか。その場合、液晶パネルによる警戒区域のグラフィック監視については中央制御盤(LCDモニター)にて監視する計画とし、GR型受信機の機能を満足します。	要求水準書のとおりとします。
234	211	第3部	第1章	第2節.1	業務実施体制	「添付資料12 本市が想定する人員配置計画(運営時)」はあくまでも参考扱いであり、提案時は事業者が任意で設定できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
235	211	第3部	第1章	第2節.1	業務実施体制	「本施設の運営管理体制は、「添付資料12 本市が想定する人員配置計画(運営時)」を参照のうえ、提案すること。」とありますが、添付資料12の体制は、運営事業者職員の有給休暇の取得等を考慮した人員配置計画との理解でよろしいでしょうか。	有給休暇取得等を考慮していない人数配置となります。
236	215 216	第3部	第1章	第4節.1	運営終了時の対応	「なお、次期運営事業者を公募などの方法により選定する場合は、新たな運営事業者の選定に際して、以下の資料の開示を先行して要求する必要がある。イ 機能検査報告書、精密機能検査報告書、全機能検査報告書」とありますが、機能検査報告書に関しては、機能検査を実施した場合に提示するものと考えてよろしいでしょうか。また、全機能検査については運営期間終了時点に実施するものであるため、全機能機能検査報告書に関しては、次期運営事業者の公募段階では、提供できないものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、全機能機能検査が完了している場合は、開示を要求します。
237	217	第3部	第2章	第1節.1	ごみ処理手数料の収納 など	「(1)・・・。なお、キャッシュレス決済とした場合に必要になる手数料等は、本市の負担とする。」とありますので、キャッシュレス決済先との契約等の業務についても貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
238	218	第3編	第2章	第2節.2	搬入管理 (4)	「搬入禁止物を指定する業者へ引き渡すまで場内にて適切に保管する。」とありますが、火災・水害ごみ等を置く臨時スペースに仮置きするものと考えてよろしいでしょうか。	運営上、問題がない場所をご提案ください。
239	218	第3部	第2章	第2節.2	(5)	エネルギー回収型廃棄物処理施設において「不定期に搬入車両に対して、プラットフォーム及びダンピングボックスにて展開検査を行うこと。」と記載があります。展開検査の実施頻度、検査の対象となる車両の種類および車両台数について、想定がありましたらご教示ください。	No.90をご確認ください。
240	218	第3部	第2章	第2節.2	(6)	マテリアルリサイクル推進施設において「搬入車両に対して、搬入物の確認を行うこと。」と記載がありますが、搬入物確認の実施頻度、確認の対象となる車両の種類および車両台数について、想定がありましたらご教示ください。	No.90をご確認ください。
241	220	第3部	第2章	第2節.9	(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転に係る計測管理項目	運転に係る計測管理項目として、焼却灰、飛灰処理物がありますが、各灰の重金属含有量および溶出試験については計測管理不要との理解でよろしいでしょうか。	最終処分、資源化にかかわらず、飛灰処理物の性状を定期的に把握するため、計測管理を行ってください。
242	220	第3部	第2章	第2節.9	(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転に係る計測管理項目	焼却灰の測定項目において溶出試験が明記されています。一方、21頁～23頁「公害防止基準」に焼却灰の溶出基準のご提示がありませんので、焼却灰に溶出基準が設定されている場合の値をご教示ください。	No.17をご確認ください。
243	221	第3部	第2章	第2節.9	施設運転中の計測管理 (2)	マテリアルリサイクル推進施設の運転に係る計測管理項目の区分に処理量が記載されていますが、本施設では一時保管と作業員による一部選別作業のみであり処理量に相当するものではありません。この区分は除外してもよろしいでしょうか。	搬入量と搬出量を管理してください。
244	224	第3部	第2章	第4節.1	備品・什器・物品の調達・管理	運営事業者が備品・什器・物品の調達を行う範囲は、本市の管理事務室、更衣室及び休憩室を除く全ての範囲と記載されていますが、179頁1-5-(3)には管理事務室、更衣室、休憩室の机、椅子、書棚等の備品は建設事業者が調達となっています。居室計画を行う上では机、書棚等什器類の配置をイメージした設計となることから、居室関連の備品・什器類は建設事業者の調達範囲と出来ないとよろしいでしょうか。	No.191をご参照ください。
245	226	第3部	第2章	第5節.2	電力の取り扱い	「(2) 時間帯区分別に電力量が把握できるようにすること。」と記載されていますが、想定されている時間帯区分があればご教示願います。	1時間単位を想定しています。
246	227	第3部	第2章	第6節.2	施設外への搬出	「(2) 運営事業者は、本施設に搬入された資源物を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、本市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。」と記載されていますが、別途委託される事業者の搬出される時間帯等の調整可能と考え、搬出時間帯の調整に関しては貴市で行っていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	搬出時間帯等については、品目によっては本市と運営事業者との協議により設定できますが、搬出時間帯の調整ができない品目があることをご了承ください。 なお、別途委託する業者との調整（搬出時間帯等）は本市で行います。
247	227	第3部	第2章	第6節.2	施設外への搬出	「(2) 運営事業者は、本施設に搬入された資源物を、本施設内において適正に貯留・保管・選別等を行った後、本市の指示に従い、市が別途委託する業者に引き渡す。」と記載されていますが、別途委託される事業者の搬出される資源物については、計量する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	本施設の計量機にて計量してください。
248	227	第3部	第2章	第6節.2	施設外への搬出	本施設に搬入された不燃物残渣、埋立ごみ等について、「運営事業者が所有する車両に積み込み、運営事業者が本市の指定する最終処分場に運搬する」と記載がありますが、当該運搬に係る業務量を想定するため、直近5年間での不燃物残渣の発生量をご教示ください。	要求水準書（P24～25）の第1部第2節2-1（2）の年間量に記載の「埋立ごみ」をご参照ください。ここでの埋立ごみには、埋立ごみとして搬入されたごみと不燃性粗大ごみを選別した際に発生した不燃物残渣が含まれます。なお、それぞれの内訳は不明です。
249	227	第3部	第2章	第7節.1	運営記録報告 (2)	イ 運転管理業務報告に搬入物の性状分析と記載されていますが、221頁の(2)マテリアルリサイクル推進施設の運転に係る計測管理項目に記載されている、ごみ質（4回/年）の報告との理解でよろしいでしょうか。	P220「(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運転に係る計測管理項目に記載されているごみ質」及びP221「(2) マテリアルリサイクル推進施設の運転に係る計測管理項目に記載されているごみ質」となります。
250	228	第3部	第2章	第7節.1	運営記録報告 (3)	エ 運営事業者の各会計期間の財務書類（※公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、監査報告書とともに提出すること。）と記載されていますが、本施設運営に特化した特別目的会社の設立は行いません。この項目は除外してもよろしいでしょうか。	本事業では特別目的会社を設立しないことから、運営事業者の経営状況等に問題がないことを確認するため、「運営事業者の各会計期間の財務書類（※公認会計士又は監査法人の監査を受けた上で、監査報告書とともに提出すること。）」のご提出をお願いします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
251	228	第3部	第2章	第7節.4	情報発信	運営事業者のホームページ開設時期については、運営開始時と同時期の開設でよろしいでしょうか。	可とします。
252	229	第3部	第2章	第8節.2	施設警備・防犯(1)	施設警備・防犯体制については、機械警備、監視カメラを含めた防犯体制という提案でもよろしいでしょうか。	可とします。
253	230	第3部	第2章	第8節.6	施設見学者対応	「見学の申込受付、日程調整を含め、運営事業者が行うこと。」と記載がありますが、事業者にて見学者への対応を行う日時は、搬入日時と同様の月～金曜日、8:30～12:00、13:00～16:00との理解でよろしいでしょうか。また、見学対応の対象となる見学者は、事前予約された方のみであるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、月曜日から金曜日の8:30～17:00をご想定ください。後段については、お見込みのとおりです。
254	230	第3部	第2章	第8節.7	施設見学以外の住民の施設利用	「多目的広場の利用や会議室の貸し出しなど、施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること。」と記載がありますが、事業者にて住民の施設利用への対応を行う日時は、搬入日時と同様の月～金曜日、8:30～12:00、13:00～16:00であるとの理解でよろしいでしょうか。	会議室の貸出は、月曜日から金曜日の8:30～17:00をご想定ください。多目的広場は利用時間の指定をしていません。
255	230	第3部	第2章	第8節.7	施設見学以外の住民の施設利用	「多目的広場の利用や会議室の貸し出しなど、施設見学以外の住民の施設利用の対応は、運営事業者が実施すること。」との記載がありますが、施設利用の対応とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか（予約受付、利用料金徴収他）。	会議室の予約受付や会議室の管理（備品管理や清掃等）、多目的広場の管理等を想定しています。
256	232	添付資料一覧	添付資料2	マテリアルリサイクル推進施設処理フロー(案)	—	空き缶の処理系列において、「※アームロール車用のコンテナを別途置き、重機等で積込む」とありますが、コンテナは随時搬出ではなく一定容量に達した時点での搬出と考えてよろしいでしょうか。	アームロール車用のコンテナは、市が別途契約する委託業者が積込み・搬出する際にのみストックヤード付近に置いて作業を行うものです。また、現清掃センターの作業ヤードが手狭なため、現在はこのような方法としています。
257	232	添付資料一覧	添付資料2	マテリアルリサイクル推進施設処理フロー(案)	—	リターナブルびんにおいて、「※ビールびんと一升びんに分け、一升びんは色ごと(茶、緑、その他)に分ける。分けたびんは専用ケースに入れる。」とありますが、選別途中など割れたビールびんと一升ビンについては、埋立ごみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
258	232	添付資料一覧	添付資料3	直接搬入車両状況調べ(令和4年度)	—	混載車のごみ種ごとの搬入量については、受付時の目視による割合で按分しているとのことですが、新施設でも同様に計量の必要はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
259	232	添付資料一覧	添付資料4	敷地平面図	造成図 010地下水計画平面図	建設予定地の造成にて滲出地下水の排水管が敷設される図面がありますが、整備する施設の基礎杭や山止め工事と干渉する可能性があります。主管600φの移動は困難と思われるが枝管150φは造成工事にて移設を願えますでしょうか。	協議のうえ、可とします。
260	232	添付資料一覧	添付資料4	敷地平面図	造成図 010地下水計画平面図	No.259において、「枝管150φは造成工事にて移設」に関して、「協議の上、可とします」と回答を得ていますが、事業計画が延期になった現状でも、枝管150φは造成工事にて移設可能と考えてよろしいでしょうか。	枝管φ150については、造成工事にて要求水準書(案)の添付資料4のとおり、布設を実施します。但し、事業者側の建設工事で支障となる部分は協議の上、事業者側にて撤去可とし、移設は求めません。
261	232	添付資料一覧	添付資料4	敷地平面図	造成図 015撤去工平面図	建設予定地の造成に於いての撤去物の記載がありますが、記載の撤去物の撤去後には、地下水排水管以外の地中障害物は無いものと考えてよろしいでしょうか。また、造成後の計画地の地盤は土地汚染等の問題は無いものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
262	232	添付資料一覧	添付資料4	敷地平面図	—	電力会社電柱から引き込む構内引込柱の設置予定場所については添付資料4の施設エリア(多目的広場横)のフェンス出入口付近と想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
263		添付資料一覧	添付資料5	月別搬入量実績	空き缶 びん・PET 可燃物	令和3年6月に限り、「空き缶」及び「びん・PET」の数値が他の月と比較して大きいため、何か原因があればご教示願います。また、令和2年の「可燃物」合計についても同様にご教示願います。	前段については、特に原因はありません。後段については、令和2年度はバイオマス資源化センターの事故の影響で、現清掃センターに生ごみを受け入れたため、他の年度よりも可燃物が多くなっておりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
264	232	添付資料一覽	添付資料8	現清掃センターにおけるストックヤードの状況及び新清掃センターでの必要面積	空き缶	空き缶の搬出車両のアームロール車については、アームロールコンテナ1台を常時ストックヤードに保管しており、アームロールコンテナ交換時にコンテナ交換を行われるものと考えてよろしいでしょうか。	No. 256をご参照ください。
265	232	添付資料一覽	添付資料8	現清掃センターにおけるストックヤードの状況及び新清掃センターでの必要面積	発泡スチロール	発泡スチロールについての新清掃センターでの必要面積(目安)において「計画処理量×1.5倍」が保管できる面積とありますが、1t/年÷250日/年÷0.015t/m ³ (要求水準書P25 計画ごみ質の平均値)×7日程度(要求水準書P26 貯留日数)×1.5=約3m ³ 程度確保するものと考えてよろしいでしょうか。その場合は袋で収集され、選別作業なしと考えてよろしいでしょうか。	新清掃センターへ直接搬入される発泡スチロールのストックヤードとなります。収集分については、市が契約する資源化業者へ直接搬入されます。前段については、ご提案ください。後段については、バラの状態と袋に入った状態どちらも想定されます。
266	232	添付資料一覽	添付資料8	現清掃センターにおけるストックヤードの状況及び新清掃センターでの必要面積	発泡スチロール	発泡スチロールについては、収集：なし、直搬：なしとなっていますが、将来は収集車による搬入と考えてよろしいでしょうか。また、搬出頻度等の将来計画がありましたらご教示願います。	発泡スチロールは、直接搬入となります。収集頻度については、7日間に1回程度と想定ください。
267	232	添付資料一覽	添付資料8	現清掃センターにおけるストックヤードの状況及び新清掃センターでの必要面積	紙類 布類 発泡スチロール	紙類・布類及び発泡スチロールのヤードについて、それぞれの必要面積を確保するものとし、仕切り壁を設けない提案をしてもよろしいでしょうか。	可とします。
268	232	添付資料一覽	添付資料12	本市が想定する人員配置計画(運営時)	2 マテリアルリサイクル推進施設	「現清掃センターでは、有害ごみ作業員及び粗大ごみ選別作業員を合わせ、3人で対応している。」とありますが、リターナブルびんの整理は、どの作業員が行われているのかご教示願います。	別途作業員(1名)が適宜対応しています。
269	232	添付資料一覽	添付資料12	本市が想定する人員配置計画(運営時)	2 マテリアルリサイクル推進施設	No. 268において「現清掃センターでは、有害ごみ作業員及び粗大ごみ選別作業員を合わせ、3人で対応している。」とありますが、リターナブルびんの整理は、どの作業員が行われているのかご教示願います。」との質問に対して「別途作業員(1名)が適宜対応しています。」と回答でしたが、別途作業員(1名)は搬出業者の所掌と考えてよろしいでしょうか。	本事業では、運営事業者の所掌となります。
270	232	添付資料一覽	添付資料12	本市が想定する人員配置計画(運営時)	2 マテリアルリサイクル推進施設	本市が想定している人員配置計画(運営時)によるとマテリアルリサイクル推進施設に配置する人員は、全てシルバー人材センターより雇用するものと考えてよろしいでしょうか。又は、3名以上をシルバー人材センターより雇用すれば、マテリアルリサイクル推進施設以外にも配置してもよろしいでしょうか。	特に限定するものではありません。ご提案ください。

3 落札者選定基準書

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1章	2	(2)	ア 提案書の基礎審査	基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合失格とするとありますが、疑義が生じた場合、事業者への内容確認等を経て失格が確定されるとの理解でよろしいでしょうか。	落札者選定基準書のとおりとします。
2	8	第4章			表3 非価格要素の 定量化審査における 審査の視点	⑤の提案書記載要領に「通常時、緊急時、トラブル時の組織的対応（施設の配置者に対するサポートと協議ルール等）」とありますが、「施設の配置者」とは貴市との理解でよろしいでしょうか。	「施設の配置者」とは、事業者が提案し、配置する運転員等の全従業者を指します。
3	9	第4章	表3	⑧	非価格要素の定量化審査における審査の視点	表中、中項目⑧エネルギー・資源の有効活用等で提示する熱回収率は「基準ごみ・2炉運転時」の熱利用量にて算出するとの理解でよろしいでしょうか。	「基準ごみ」に限定しません。循環型社会形成推進交付金の熱回収率算定方法を踏まえて、ご提案ください。
4	9	第4章	表3	⑧	非価格要素の定量化審査における審査の観点	No.3において、「表中、中項目⑧エネルギー・資源の有効活用等で提示する熱回収率は「基準ごみ・2炉運転時」の熱利用量にて算出するとの理解でよろしいでしょうか。」との質問に対して「「基準ごみ」に限定しません。循環型社会形成推進交付金の熱回収率算定方法を踏まえて、ご提案ください。」との回答でしたが、評価基準を明確化するために熱回収率の基準となるごみ質をご指定していただけないでしょうか。また、例えば冷暖房については季節的なする時間帯の変動があることから、熱回収率を満足する時間帯の長さについても評価されるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、高効率ごみ発電施設整備マニュアルQ&A集／平成30年3月改訂のQ-10をご確認ください。熱回収率も同様に基準ごみに限定するとの規定（ルール）がない認識です。後段については、審査の視点を踏まえ、本市に最もメリットがあるようにご提案ください。

4 様式集

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	全般	—	—	—	—	競争入札参加資格審査申請で本社から支店への委任状を提出している場合、代表企業や協力企業の企業の名称・所在地・押印は、委任された支店のものによろしいでしょうか。 また上記をお認めいただける場合、以下の書類の提出は不要と考えてよろしいでしょうか。 ①使用印鑑届 ②印鑑証明書（支店長印等の印鑑登録を行っていない場合）	前段については、可とします。 後段の①及び②については、提出をお願いします。
2	全般	—	—	—	—	各様式の押印については実印に代わる印鑑(使用印)を使用してもよろしいでしょうか。	可とします。
3	全般	—	—	—	—	各様式で同一企業の情報や実績を記載する場合、添付書類が重複するため、添付先を明記することで、添付書類は1部のみとし、重複分は省略してもよろしいでしょうか。	可とします。
4	第2号 第3号 第6号	—	—	—	グループ名	グループ名の付け方に貴市の指定はありますでしょうか（例：【代表企業】グループ）。それとも任意で設定してよろしいでしょうか。	「【代表企業】グループ」としてください。
5	第2号 [1/5]				参加表明書	担当者連絡先に押印する担当者印鑑は個人認印でよろしいでしょうか。	可とします。
6	第2号 [2/5]				参加表明書	「6 企業構成」について、土木建築工事を行う者が代表企業の下請けとして共同企業体を組織する場合、共同企業体の構成員各社を協力企業として記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	第2号 [2/5]	2 参加資格確認申請書類	6 企業構成	代表企業 協力企業	商号又は名称 所在地 代表者名	実務を行う企業が支店（契約締結の権限を有する）である場合は、支店の記載でよろしいでしょうか。	競争入札参加資格審査申請が支店の場合は可とします。
8	第2号 [3/5]				代表企業及び協力企業 について必要な書類	「代表企業及び協力企業について必要な書類」について、納税証明書は下記種類を提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。 ・消費税及び地方消費税、法人税 →未納税額が無いことの証明書その3の3(国税) ・法人市民税 →本社若しくは本店の所在地(市のみ)の法人住民税の納税証明書	お見込みのとおりです。
9	第2号 [3/5] [4/5] [5/5]				添付書類	参加資格確認申請書に添付する各証明書類のうち、「写し」という記載がないものにつきましては、「原本」「写し」どちらでの提出も可との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	第2号 [3/5] [4/5] [5/5]	2 参加資格確認申請書類	7 添付書類	代表企業及び協力企業 について必要な書類	納税証明書	法人市民税については、支店で参加する場合には支店先の自治体の証明書を添付すればよいでしょうか。それとも本店の証明書を添付すればよいでしょうか。	支店で参加する場合には、支店先の自治体の証明書を添付してください。
11	第2号 [3/5] [4/5] [5/5]	2 参加資格確認申請書類	7 添付書類	代表企業及び協力企業 について必要な書類	印鑑証明書 法人登記簿謄本	必要書類のうち、印鑑証明書と法人登記簿謄本については写しではなく、原本という認識でよろしいでしょうか。	No. 9をご確認ください。
12	第2号 [3/5]	2 参加資格確認申請書類	7 添付書類	代表企業及び協力企業 について必要な書類	会社概要	会社概要は会社紹介パンフレットで代用する事は可能でしょうか。	可とします。
13	第2号 [3/5] [4/5] [5/5]	2 参加資格確認申請書類	7 添付書類	—	—	「本施設の建築物の設計・施工を行う者」、「本施設のプラント設備の設計・施工を行う者（エネルギー回収型廃棄物処理施設）」、「本施設のプラント設備の設計・施工を行う者（マテリアルサイクル推進施設）」、「本施設の運営を行う者」にて添付する必要書類について、共同企業体構成員となる企業のうちいずれかが全ての参加条件を満たすことを証明出来れば、条件を満たしていない企業の分の該当書類は提出不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
14	第2号 [3/5] [4/5] [5/5]	2 参加資格確認申請書類	7 添付書類	—	—	「本施設の建築物の設計・施工を行う者」、「本施設のプラント設備の設計・施工を行う者（エネルギー回収型廃棄物処理施設）」、「本施設のプラント設備の設計・施工を行う者（マテリアルリサイクル推進施設）」、「本施設の運営を行う者」についてはそれぞれ様式7号の提出を求められておりますが、様式7号は代表者の押印のみとなっておりますのですべてに代表企業の押印した様式7号を添付するのでしょうか。それとも担当する企業がそれぞれ記名押印して添付するのでしょうか。ご教示願います。	様式第7号は、代表企業の記名、押印を求めています。なお、提出部数は入札説明書に定めるとおりです。
15	様式第2号 [5/5]				その他	共同企業体協定書（共同企業体を結成する場合に提出）は書式の指定がございませんので、任意書式での提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	第2号 第3号 第6号				グループ名	第2号、第3号、第6号に記載の「グループ名」とは参加資格確認結果通知書に記載された受付グループ名と推察します。したがって参加資格確認申請の時点では空欄で提出するとの理解でよろしいでしょうか。	No.4をご参照ください。なお、グループ名と受付グループ名は異なります。
17	第3号-1 [1/2]				建築物の設計・施工を行う者	建築物の設計・施工を行う者が共同企業体を組織する場合、共同企業体の構成員のうち1社が当該要件を満たしていればよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、当該業務を主で行うものは条件を満たしてください。
18	第3号-2-1 第3号-2-2 第3号-3-1 第3号-3-2	2 参加資格確認申請書類	予定する建設事業者の構成（必要により） (1)(2)、 予定する運営事業者の構成（必要により） (1)(2)	—	—	「共同企業体」については、代表企業、協力企業の変更がないことを前提に、参加資格確認申請後においても、共同企業体の枠組みを変更してもよろしいでしょうか（入札提案書類提出期限までに、共同企業体協定書とともに「様式第3号-2-1、2-2、3-1、3-2」を再提出します）。	可とします。
19	第3号-2-1 第3号-2-2 第3号-3-1 第3号-3-2	2 参加資格確認申請書類	予定する建設事業者の構成（必要により） (1)(2)、 予定する運営事業者の構成（必要により） (1)(2)	1 共同企業体の名称	—	共同企業体名称の付け方に貴市の指定はありますでしょうか。それとも任意で設定してよろしいでしょうか。	任意でご設定ください。
20	第3号-2-1 第3号-2-2 第3号-3-1 第3号-3-2	2 参加資格確認申請書類	予定する建設事業者の構成（必要により） (1)(2)、 予定する運営事業者の構成（必要により） (1)(2)	—	—	建設工事等の特定建設工事共同企業体を結成し、その特定建設工事共同企業体と代表企業（プラントの設計・施工を行う者）等と特定建設工事共同企業体を結成して応募することは可能でしょうか。例：代表企業・建築JVの特定建設工事共同企業体 ※運営事業のJVも同様	可とします。
21	第3号-2-1 第3号-2-2	2 参加資格確認申請書類	予定する建設事業者の構成(1)(2)	—	—	「 [] が設立を予定する…」の [] 内に記入するものはグループ名でよろしいでしょうか。	代表企業名、共同企業体構成員名を記載してください。 例：●株式会社、株式会社▲、■株式会社
22	第3号-3-1 第3号-3-2	2 参加資格確認申請書類	予定する運営事業者の構成(1)(2)	—	—	「 [] が設立を予定する…」の [] 内に記入するものはグループ名でよろしいでしょうか。	代表企業名、共同企業体構成員名を記載してください。 例：●株式会社、株式会社▲、■株式会社
23	第4号				委任状（代表企業）	「欄が足りない場合は、本様式に準じて追加・作成してください」と記載がありますが、構成企業ごとに1通ずつ作成するという方法もお認めいただけますでしょうか。	可とします。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
24	第5号	2 参加資格確認申請書類	委任状(代理人)	—	—	本様式は、実務担当者等への委任ではなく、代表企業の本店から支店等に委任する場合に提出する様式であり、代表企業の本店で契約する場合には提出は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	第6-1号 第6-2号 第6-3号				実績を有していることが確認できる書類	契約書の写しは実績を有していることが確認できる部分のみの提出でよろしいでしょうか。	可とします。
26	第6号-1	2 参加資格確認申請書類	「入札説明書第4章2(1)オ」に規定する施設の建設工事実績	建築物に係る建設工事実績	—	本様式に記載する施設の建設工事実績は現在施工中の実績でもよろしいでしょうか。	竣工した施設に限ります。
27	第6号-1	2 参加資格確認申請書類	「入札説明書第4章2(1)オ」に規定する施設の建設工事実績	建築物に係る建設工事実績	—	「施設の概要がわかる書類」は施設紹介パンフレットや発注仕様書の該当部分の抜粋でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	第6号-2	2 参加資格確認申請書類	「入札説明書第4章2(2)ア(エ)」に規定する施設の設計・施工実績	一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る設計・施工実績	—	本様式に記載する施設の建設工事実績は現在施工中の実績でもよろしいでしょうか。	竣工した施設に限ります。
29	第6号-2	2 参加資格確認申請書類	「入札説明書第4章2(2)ア(エ)」に規定する施設の設計・施工実績	一般廃棄物処理施設のプラント設備に係る設計・施工実績	—	「施設の概要がわかる書類」は施設紹介パンフレットや発注仕様書の該当部分の抜粋でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	第6号-3				一般廃棄物処理施設の運転管理業務実績	運営共同企業体を組織する場合、かつ共同企業体の構成員各社が運営を行う者の要件としての現場総括責任者を配置する可能性がある場合、参加資格確認申請の時点では各構成員が記載してもよろしいでしょうか。	当該業務を主で行うものが申請してください。
31	第6号-3	2 参加資格確認申請書類	「入札説明書第4章2(3)ア」に規定する施設の運転管理業務実績	一般廃棄物処理施設の運転管理業務実績	—	「施設の概要がわかる書類」は施設紹介パンフレットや発注仕様書の該当部分の抜粋でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	第7号	2 参加資格確認申請書類	技術者の配置に係る誓約書	—	—	専任配置予定である技術者の個人名・業務経歴・資格者証等は全て提出不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	第9号-2				対面的対話への参加申込書	各業務所掌の担当者を参加させたいと考えますので最大15名程度の参加者枠をいただけないでしょうか。	対面的対話の参加者は最大10名までとします。
34	第9号-2	3 対面的対話	対面的対話への参加申込書	—	—	必要に応じて参加者を追加することは可能でしょうか。また、追加が可能な場合、参加者数の上限はございますでしょうか。	No. 33をご確認ください。
35	第13号 第14号					様式集(Excel版)中の合計欄等の数式について、未入力や不適切と思われる箇所があれば適宜事業者にて数式を入力してもよろしいでしょうか。	可とします。
36	第13号 第14号					様式集(Excel版)中の注釈について、補足説明する必要がある場合には適宜注釈で追加説明させていただけないでしょうか。	可とします。なお、追加した箇所は赤字でご記載ください。

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
37	第13号 (別紙1)	5 入札書	入札価格参考資料(設計・施工業務に係る対価)	—	—	「単位：円」とありますが、過去に提出した見積りとの比較検討が行い易くするために、以前の貴市への見積提出時同様に「単位：千円」への変更をご検討願います。	「単位：円」とします。
38	第14号-1-5 (別紙1)				施設構成人員	施設構成人員が年度によって異なる場合には、年度ごとに表を作成してもよろしいでしょうか。その場合、合計欄は各年度ごとの合計を記載してもよろしいでしょうか。	前段、後段ともに可とします。
39	第14号-1-5 (別紙2)				セルフモニタリングの実施内容・目的・頻度	本事業は特別目的会社を設立しないため、セルフモニタリングの実施内容は、運営事業者の経営状況等は含まず、本事業の運営業務に関する項目のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご提案ください。 なお、要求水準書(P228)第3部第2章第7節1(3)エの「運営事業者の各会計期間の財務書類」は、運営事業者の各会計期間の決算確定後、速やかに本市に提出してください。
40	第14号-4-1				⑫地域貢献	地域への具体的な社会貢献策(情報発信)について、ここでは環境イベント等の広報など地域への社会貢献に関する情報発信を想定しており、第14号-4-2 ⑬情報発信では、主に事業期間中の市民への安全配慮・信頼確保のための施設関連情報発信を想定しているものとし、内容は重複しないものと考えてよろしいでしょうか。	内容は重複しないものとするというお考えはお見込みのとおりですが、質問に記載の内容に限定するものではありません。
41	第14号-1-7 (別紙2)	6 技術提案書	⑦ 事業計画	費用明細書(固定費ii)	—	マテリアルリサイクル推進施設や管理棟等で利用する電気量等は、固定費ii c その他費用に計上するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	第14号-1-7 (別紙5)	6 技術提案書	⑦ 事業計画	費用明細書(変動費用)	2 年度別計画搬入量	年間処理量は「要求水準書 第1部 第4章 第2節計画主要項目(2)計画ごみ量」にある年間量の表の値に準じてよろしいでしょうか。	要求水準書(P18)「第1部第4章第2節計画主要項目1エネルギー回収型廃棄物処理施設(2)計画ごみ量」の年度別年間量の表の値に準じて提案してください。
43	第14号-4-1 (別紙1)				地域経済への貢献金額	建築工事において地元外企業+地元企業の共同企業体を協力企業とした場合、仮に出資比率を50%ずつとすると、当該共同企業体の受注金額×50%を地元貢献金額として計上できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし当該地元企業から地元外企業に下請けする場合はその発注額を差し引く必要があります。
44	第14号-4-1 (別紙1)	6 技術提案書	⑫ 地域貢献	地域経済への貢献金額	—	入札参加者として日田市内に本店を有する地元企業を建設事業者の共同企業体構成員とする場合、様式第14号-4-1及び様式第14号-4-1(別紙)にその共同企業体構成員である地元企業の元請け予定額を「貢献金額」として記載することは可能と考えてよろしいでしょうか。	No. 43をご確認ください。

5 基本契約書（案）

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	4	1		入札説明書等の優先順位	本基本契約、建設工事請負契約および運營業務委託契約が質問回答書より上位に位置付けられていますが、本基本契約、建設工事請負契約および運營業務委託契約に関する質問回答については、最優先で適用されると解釈してもよろしいでしょうか。	質問回答において、基本契約、建設工事請負契約又は運營業務委託契約の内容を修正又は変更等を行う旨の回答をした場合には、落札者との契約協議時に、該当する契約書に対して質問回答の内容を反映したうえで契約を締結します。したがって、優先順位は原文のとおりとなります。
2	1	4	3		入札説明書等の優先順位	「発注者及び受注者は～努めるものとする。」と記載がありますが、事業者の意図しない要望・指摘等を実現させるために費用が必要となった場合、協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	要望・指摘等の内容によって、協議は行います。
3	2	7	3		事業契約	受注者を構成する各当事者全部又は一部が入札説明書において定められた入札資格を欠くことになった場合、事業契約を解除することができるとありますが、例えば本件以外の工事において事故等の発生により貴市から指名停止を受けた場合でも契約解除の可能性があると想定します。本事業期間中にかかる事態が生じないよう対処いたしますが、期間を限定するなどの緩和条項をご検討いただけませんか。	原文のとおりとします。
4	2	7	3	3	事業契約	「事業契約が、当該期間に入札が行われたものであり」と記載がありますが、事業実施期間中又は落札者決定後に当該期間が明らかになった場合は、本項は適用されないものと考えてよろしいでしょうか。	当該期間とは、納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間のことであり、落札者決定後にこれらの行為が明らかになった場合においても、本項は適用されます。
5	5	19	2		有効期間	「本基本契約の終了後も、前二条、次条及び第21条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。」と記載がありますが、前二条は過大と考えますので削除を希望します。	原文のとおりとします。

6 建設工事請負契約書（案）

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	2	4	総則	建設地域外で発生した不可抗力(世界情勢等)による当該工事に使用する部品、製品の納期遅れによる工事遅延も不可抗力に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	発生した不可効力の影響度合いや該当する部品、製品の生産状況等を踏まえて、本工事における不可抗力に含まれるかどうかは協議のうえで判断します。
2	4	5-2	2		著作権の譲渡等	「実施設計図書及び工事目的物を、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし」と記載がありますが、受注者の技術情報を包含すると考えられますので、公表、閲覧などに使用される場合は事前協議の上取扱いを決定いただけないでしょうか。	原文のとおりとします。 公表、閲覧等を行う場合には、事前に確認します。
3	5	5-2	6		著作権の譲渡等	実施設計図書の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムをいう。）およびデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）には受注者の重要情報を包含しているため、本条項に一定の制約が生じることにご留意願います。	原文のとおりとします。 具体的な制約内容について説明がなされた場合には、協議のうえで対応を判断します。
4	7	10-5	3		事前調査	「本工事を遂行することを妨げる瑕疵（地質障害物、地中障害物等の瑕疵等を含むがこれに限定されない。）」と記載がありますが、貴市にて調査済の埋蔵文化財に類するものも対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	11	18	1	4	条件変更等	「工事現場の形状、地質、湧水等の状態」と記載がありますが、地下水の水質も対象に含まれると考えてよろしいでしょうか。	提示した地下水の水質と大幅に乖離している場合には、お見込みのとおりです。
6	12	19	1		要求水準書等の変更	要求水準書等を変更される場合、履行期間及び請負代金額等の変更内容については事前にご協議させていただけないでしょうか。	事前に協議を行います。
7	12	20	1		工事中止	発注者の催告による本工事の中止についての記載がございますが、保健所等の公的機関による催告又は発注者と受注者の協議による中止についても本条が適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	中止の理由により、どの条項を適用するかの判断となります。
8	12	21	1		受注者の請求による履行期間の延長	不可抗力も履行期間の延長変更の請求対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	12	21	2	—	受注者の請求による履行期間の延長	本項は、受注者の責めに帰すことができない事由による工期の延長を前提としていますので、契約公平性の観点から、「発注者の責めに帰すべき事由による場合」に限定せず、「受注者と発注者のいずれの責めにも帰すことができない事由」による場合も、請負代金額が変更され、受注者に損害が発生したときは必要な費用を発注者にご負担いただけるような条件としていただけないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、発注者及び受注者の双方の責めに帰すことができない事由（例示されている天候の不良等）についても本条項は適用されます。
10	13	25	1	—	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「発注者又は受注者は、履行期間内で本建設工事請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。」とありますが、ロシアのウクライナ侵攻に加えてイスラエルとパレスチナの紛争等の世界情勢影響により、国内の物価上昇が継続しており、物価変動の起算日を入札公告時点(令和7年4月)を起点とさせていただけないでしょうか。	物価変動の起算日は、入札提案書類の受付締切日の令和7年8月5日とします。
11	19	39	1	—	(債務負担行為に係る契約の特則)	本事業においては、「債務負担行為に係る契約の特則」に沿って部分払い等が精算されると考えてよろしいでしょうか。 また、各年度中間での「中間前払い金」や「部分払い」については、各年度毎にいずれか一方を採択出来ると考えてよろしいでしょうか。	本工事は、第39条、第39条の2、第40条が適用となります。 各年度の出来高に応じた前払金及び中間前払金、部分払は請求できます。ただし、中間前払金は、第34条第3項の内容を満たす場合に請求できます。

7 運營業務委託契約書（案）

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	1	1	10	—	総則	「建設工事請負契約書（案）」には同様の条文がありません。契約公平性の観点から、運營業務委託契約書（案）においても、本条項の見直し（もしくは削除）いただけませんか。	契約公平性に抵触する内容ではないと思料しますので、原文のとおりとします。
2	3	5	7	—	業務遂行	要求水準書と異なる事案がないか確認させていただくため、貴市が締結する住民協定等の内容を開示可能な範囲でご教示ください。	協定等は今後締結する予定です。詳細な内容については、締結後お知らせします。
3	7	20	3	—	住民対応	「日田市民又は周辺住民等による電話照会、訪問等があった場合には、適切に対応しなければならない。」と記載があります。電話照会および訪問に対する日時は、搬入日時と同様の月～金曜日、8:30～12:00、13:00～16:00であるとの理解でよろしいでしょうか。	搬入日時に関わらず、月曜日から金曜日の8:30～17:00での対応を基本とし、それ以外でも可能な限り柔軟に対応をお願いします。
4	9	28	2	別紙2	本施設に係る計測	別紙2-(2)マテリアルリサイクル推進施設の運転に係る計測管理項目の区分に処理量が記載されていますが、本施設では一時保管と作業員による一部選別作業のみであり処理量に相当するものはありません。この区分は除外してもよろしいでしょうか。	処理量＝搬出量と想定してください。
5	10	30	—	—	停止基準値の未達成	条文の見出しの「(停止基準値の未達成)」とありますが、(停止基準値の超過)と考えてよろしいでしょうか。また「第27条によるモニタリング又は第28条の計測等の結果、別紙3に示す停止基準値（要求水準書に規定された停止基準値をいう。以下同じ。）が達成されていないことが判明した場合には、・・・・・・」とありますが、「第27条によるモニタリング又は第28条の計測等の結果、別紙3に示す停止基準値（要求水準書に規定された停止基準値をいう。以下同じ。）を超過していることが判明した場合には、・・・・・・」と考えてよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、お見込みのとおりです。
6	15	48	3	—	本事業終了時の明け渡し条件	「受注者は、要求水準書等の規定に従い、運営期間満了に先立って、受注者の責任及び費用負担により第三者機関による機能検査を、発注者の立会いの下に実施しなければならない。」とありますが、想定されている実施時期についてご教示願います。	最終年度中の実施を想定しています。ただし、当該検査の結果、必要な対応を実施することができる適切な時期に行ってください。
7	15	48	5	—	本事業終了時の明け渡し条件	「運営期間終了後1年の間に、本施設に関して・・・受注者は自己の費用により改修等必要な対応を行わなければならない。本規定は、本運營業務委託契約が終了した後においても適用する。」と記載がありますが、本条項は運営期間終了後1年間に受注者に対して指摘した事案に限定して必要な改修等を行うとの理解でよろしいでしょうか。	質問の内容が、「運営期間終了後1年の間に、受注者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書等の未達成であることを指摘した事案」という意味であれば、お見込みのとおりです。